

平成29年度3月教育委員会議定例会議事日程

日 時 平成30年3月23日（金）

9時30分より

場 所 町民センター2Aクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

- (1) 議案第15号 二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第16号 二宮町教育委員会事務局規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第17号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について
- (4) 議案第18号 二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則について
- (5) 議案第19号 二宮町学校運営協議会規則の制定について
- (6) 議案第20号 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第21号 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第22号 二宮町社会教育委員条例施行規則の制定について
- (9) 議案第23号 二宮町文化財保護委員の委嘱について
- (10) 議案第24号 二宮町青少年指導員の委嘱について
- (11) 議案第25号 二宮町スポーツ推進委員の委嘱について
- (12) 議案第26号 教職員等人事について
- (13) 議案第27号 教育委員会事務局職員等人事について

5 報告・協議事項

- (1) 二宮町いじめ防止基本方針の改定について（案）…資料1
- (2) 教育長職務代理者の指名について…資料2
- (3) 各種委員会委員等の選任について…資料3
- (4) 平成30年度教科用図書採択について…資料4
- (5) 教育相談・教育支援室活動の状況について…資料5
- (6) 辞令交付式について…資料6
- (7) 全国学力・学習状況調査結果について…資料7
- (8) その他

* 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

平成30年3月定例教育委員会議 教育長事務報告

(30.2.17～30.3.22)

- | | | |
|-------|---|---------------------------------|
| 2月18日 | 日 | 子ども会祭り |
| 2月19日 | 月 | 政策会議 |
| 2月20日 | 火 | 第6回社会教育委員会議
第2回生涯学習センター運営審議会 |
| 2月21日 | 水 | 小中校長会
第3回図書館協議会 |
| 2月22日 | 木 | 災害対策本部訓練 |
| 2月23日 | 金 | 小中教頭会 |
| 2月27日 | 火 | 議会本会議（条例改正上程、委員会付託） |
| 2月28日 | 水 | 教育福祉常任委員会（付託案件審査） |
| 3月 2日 | 金 | 議会本会議（補正予算等） |
| 3月 3日 | 土 | 二宮町子ども野外研修（日帰り） |
| 3月 5日 | 月 | 政策会議
新採用オリエンテーション |
| 3月 6日 | 火 | 議会本会議（総括質疑） |
| 3月 8日 | 木 | 議会本会議（一般質問） |
| 3月 9日 | 金 | 中学校卒業式 |
| 3月16日 | 金 | 予算審査特別委員会 |
| 3月20日 | 火 | 小学校卒業式 |
| 3月22日 | 木 | 政策会議
議会本会議 |

平成30年2月19日（月）

【付議案件】

- (1) 二宮町意見公募手続要綱（案）について（政策総務部：協議）
意見公募手続要綱について意見募集をし、意見を反映して案を作成したので示された。
- (2) 平成30年度まちづくり移動町長室について（政策総務部：協議）
平成30年6月に実施する移動町長室の予定が示された。
この予定以外でも5人以上の団体から要請があれば移動町長室を開催する。

平成30年3月5日（月）

【付議案件】

- (1) 公共施設再配置・町有地有効活用実施計画に係る民間事業者へのサウンディング調査結果について（政策総務部：協議）

公共施設の利活用等についてのマーケットサウンディングの結果が報告された。

体育施設は温水プールを含めた全体としての指定管理制度なら興味を示している業者はある。

ただし、老朽化した施設設備を直す必要がある。また、施設修繕をする際の費用負担のルールを決めるなど、指定管理者に任せるには課題がある。

温水プールは他の2つのプールとあわせ、30年度にランニングコストなども町民に示して再配置の検討をしなす。

- (2) 指定金融機関の契約更新について（出納課：協議）

平成30年度～31年度の町指定金融機関はこれまでと同様に中南信用金庫二宮支店とする。

窓口職員の人件費の町負担はなし。

同様に中南が指定金融機関になっている大磯町や中井町でも費用負担はない。

【情報交換】

消防より

建物火災0の日の記録更新をしている。これまで465日が記録だったが、今日（3月5日）で467日目になった。

教育総務課事業報告

事業報告

(平成30年2月16日～平成30年3月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月16日	金	総合教育会議	役場	10
2月16日	金	健康診断日程調整会議	役場	24
2月21日	水	小中学校校長会	役場	11
2月21日	水	社会科副読本検討委員会	教育支援室	6
2月23日	金	小・中学校教頭会、事務職員会議	町民センター	20
2月20日	火	児童・生徒指導担当者会	教育支援室	6
2月28日	水	外国語活動・英語教育研究会	教育支援室	7
2月28日	水	小中一貫教育カリキュラムワーキンググループ	各小中学校	30
3月2日	金	二宮町学びづくり推進委員会	教育支援室	7
3月2日	金	小中一貫教育カリキュラムワーキンググループ	各小中学校	30
3月6日	火	教務担当者会	教育支援室	6
3月7日	水	情報教育担当者会	教育支援室	6
3月7日	水	食育担当者会	給食センター	7
3月9日	金	中学校卒業式	各中学校	222
3月15日	木	外国語活動・英語教育研究会	教育支援室	7
3月20日	火	小学校卒業式	各小学校	223
3月22日	木	にのみや子どもはぐくみ塾	ラディアン	30

事業予定

(平成30年3月24日～平成30年4月26日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
3月30日	金	教職員等転退職者辞令交付式	役場	
4月2日	月	教職員等辞令交付式	役場	
4月3日	火	支援教育補助員研修会	町民センター	27
4月5日	木	小・中学校入学式	各小中学校	小177 中208
4月6日	金	小・中学校校長会	役場	11
4月9日	月	小・中学校教頭会	役場	11
4月9日	月	小・中学校事務職員会議	町民センター	7
4月10日	火	外国語活動・英語教育担当者会	教育支援室	7
4月11日	水	教職員授業力向上研究担当者会	教育支援室	6
4月12日	木	社会科副読本検討委員会	教育支援室	9
4月16日	月	学校事務連携会議	町民センター	8
4月18日	水	児童・生徒指導担当者会、教育相談コーディネーター担当者会	町民センター	18
4月25日	水	学校保健担当者会	教育支援室	6
4月26日	木	教務担当者会	教育支援室	6

学校給食センター

事業報告

(平成30年2月16日～平成30年3月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月28日	水	給食物資納入業務監査(青果)	給食センター	8
3月6日	火	献立会議(PTA役員)	給食センター	8
3月7日	水	献立会議(給食担当者)	給食センター	8
3月16日	金	小中学校3学期給食終了		

事業予定

(平成29年3月28日～平成30年4月26日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
3月28日	水	給食調理用物資納入業者説明会	町民センター	26
4月9日	月	小中学校給食開始		
4月12日	木	献立会議(給食担当者)	給食センター	8

生涯学習課事業予定（平成30年2月16日～平成30年3月22日）

生涯学習・スポーツ班

月／日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開催場所	定員	参加人数	
2/20	火	第6回社会教育委員会議	ラディアン ミーティングルーム1	8人	8人	
		第2回生涯学習センター運営審議会		8人	8人	
2/23	金	平成30年度学校施設利用団体会議	町民センター 2Aクラブ室	—	32人	
		環境浄化パトロール⑦	町内	10人	8人	
2/24	土	人権教育研修会 「虫からみえるいのち～多様性をどう受け止めるか～」	ラディアン ミーティングルーム2	50人	31人	
		にのみや町民大学 「二宮の農産物を知ろう！～湘南ゴールド～」	下町地区 「湘南ゴールド園」	20人	5人	
2/25	日	ジュニアリーダー養成研修会④（事前研修）	町民センター 調理実習室	—	13人	
3/3	土	二宮町子ども野外研修（日帰り）	丹沢湖ロッヂ	90人	31人	
3/4	日	第14回ラディアンピアノマラソンコンサート	ラディアン ホール	89組	93人	
3/10	土	硬式テニス教室①（二宮テニスクラブ主催）	ラディアン テニスコート	—	雨天の為 中止	
		平成29年度男女共同参画推進事業 「楽ちんママのモノとこころと時間の整理術!!」	ラディアン ミーティングルーム2	30人	18人	
3/11	日	ジュニアリーダー養成研修会④	町民センター 調理実習室	J L	—	6人
				小学生	20人	20人
3/13	火	学校開放4月分予約日	ラディアン ミーティングルーム1	—	23人	
3/17	土	硬式テニス教室②（二宮テニスクラブ主催）	ラディアン テニスコート	—	14人	

・子ども会祭り(子ども会育成会連絡協議会主催) 2月18日(日)10:30～（ラディアン）

・総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会 2月21日(水)19:30～

・ビーチボール大会(総合型地域スポーツクラブ主催) 3月4日(日)9:00～

生涯学習課事業予定（平成30年3月23日～平成30年4月26日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
3/24	土	神奈川大学包括協定事業 「神奈川大学でキャンパス体験と自然観察」	神奈川大学 湘南ひらつかキャンパス	9:20
3/28	水	子ども野外研修実行委員会⑤	ラディアン マルチ1	19:00
4/12	木	スポーツ推進委員委嘱式・第1回連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	19:15
4/13	金	学校開放5月分予約日	ラディアン ミーティングルーム1	10:00
		青少年指導員委嘱式・第1回連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	19:30
4/14	土	(仮)平成30年度PTA役員研修	ラディアン ミーティングルーム2	10:00
		にのみや町民大学 「野菜作りの基礎」(初心者向け)	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
4/20	金	(仮)環境浄化パトロール①	町内	15:00
4/26	木	第2回スポーツ推進委員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	19:15

生涯学習課事業報告(平成 30年2月16日～平成30年3月22日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
2/16	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	子ども22人 大人 19人
2/17	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	子ども1人 大人 6人
2/17	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	子ども4人 大人 3人
2/21	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	2人22冊
2/21	水	子育て支援講座 わらべうたであそぼう! <乳児向け>⑤	ラディアン和室	子ども9人 大人 8人
2/21	水	平成29年度第3回図書館協議会	ミーティングルーム1	6人
2/24	土	子育て支援講座 わらべうたであそぼう! <乳児向け>⑥	ラディアン和室	子ども2人 大人 2人
3/1	木	図書リサイクルコーナー	図書館	309冊
3/14	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	子ども20人 大人 18人
3/15	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	7人54冊
3/15	木	託児サービス	ラディアン保育室	0人
3/16	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	子ども22人 大人 20人
3/17	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	子ども5人 大人 5人
3/17	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	子ども7人 大人 4人
書架整理ボランティア (2/16～3/22 活動日数15日)			図書館	のべ26人 32時間50分

生涯学習課事業予定(平成30年3月23日～平成30年4月26日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
3/25	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	10:00～
3/28	日	にんぎょうげき大会	ミーティングルーム2	10:30～
3/26	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
4/1	日	図書リサイクルコーナー	図書館	9:30～
4/11	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	10:00～
4/18	水	ブックスタート(健康づくり課と共催)	保健センター	午後
4/19	木	託児サービス	ラディアン保育室	10:00～
4/19	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
4/20	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	①10:00～ ②11:00～
4/21	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	13:30～
4/21	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	14:00～
4/25	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

議案第 15 号

二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則について、学校運営協議会の設置及び、生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行うために提案する。

二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和27年二宮町教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第11号中「社会」の前に「学校運営協議会委員、」を加え、「生涯学習センター運営審議会委員、」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>学校運営協議会委員</u>、社会教育委員、文化財保護委員会委員、図書館協議会委員、青少年指導員、スポーツ推進委員を委嘱すること。</p> <p>(12)～(14) (略)</p>	<p>第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 社会教育委員、<u>生涯学習センター運営審議会委員</u>、文化財保護委員会委員、図書館協議会委員、青少年指導員、スポーツ推進委員を委嘱すること。</p> <p>(12)～(14) (略)</p>

議案第 16 号

二宮町教育委員会事務局規則の一部を改正する規則について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町教育委員会事務局規則について、学校運営協議会の設置及び、生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行うために提案する。

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

二宮町教育委員会事務局組織規則（昭和49年二宮町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育総務課の款指導班の項中第23号を第24号とし、第5号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

5 学校運営協議会に関すること。

別表生涯学習課の款生涯学習・スポーツ班の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第26号を1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>教育総務課</p> <p>教育総務班</p> <p>(略)</p> <p>指導班</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5</u> 学校運営協議会に関すること。</p> <p><u>6</u> 教職員研究奨励に関すること。</p> <p><u>7</u> 児童及び生徒の保健安全指導に関すること。</p> <p><u>8</u> 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関すること。</p> <p><u>9</u> 障害のある児童生徒の就学指導に関すること。</p> <p><u>10</u> その他学校教育の指導に関すること。</p> <p><u>11</u> 県費負担教職員の内申、分限、懲戒、その他人事並びに研修に関すること。</p> <p><u>12</u> 県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生に関すること。</p> <p><u>13</u> 児童生徒の健康診断に関すること。</p> <p><u>14</u> 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p><u>15</u> 学校環境衛生に関すること。</p> <p><u>16</u> 学齢簿の作成及び保管に関すること。</p> <p><u>17</u> 児童及び生徒の就学事務に関すること。</p>	<p>別表</p> <p>教育総務課</p> <p>教育総務班</p> <p>(略)</p> <p>指導班</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5</u> 教職員研究奨励に関すること。</p> <p><u>6</u> 児童及び生徒の保健安全指導に関すること。</p> <p><u>7</u> 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関すること。</p> <p><u>8</u> 障害のある児童生徒の就学指導に関すること。</p> <p><u>9</u> その他学校教育の指導に関すること。</p> <p><u>10</u> 県費負担教職員の内申、分限、懲戒、その他人事並びに研修に関すること。</p> <p><u>11</u> 県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生に関すること。</p> <p><u>12</u> 児童生徒の健康診断に関すること。</p> <p><u>13</u> 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p><u>14</u> 学校環境衛生に関すること。</p> <p><u>15</u> 学齢簿の作成及び保管に関すること。</p> <p><u>16</u> 児童及び生徒の就学事務に関すること。</p> <p><u>17</u> 日本スポーツ振興センターに関すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>18</u> 日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p><u>19</u> 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p><u>20</u> 通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p><u>21</u> 通学路に関すること。</p> <p><u>22</u> バス通学児童に関すること。</p> <p><u>23</u> 教科用図書は無償給与に関すること。</p> <p><u>24</u> その他学事に関すること。</p>	<p><u>18</u> 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p><u>19</u> 通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p><u>20</u> 通学路に関すること。</p> <p><u>21</u> バス通学児童に関すること。</p> <p><u>22</u> 教科用図書の無償給与に関すること。</p> <p><u>23</u> その他学事に関すること。</p>
<p>生涯学習課</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>生涯学習・スポーツ班</p>	<p>生涯学習・スポーツ班</p>
<p>1～12（略）</p>	<p>1～12（略）</p>
<p><u>13</u> 青少年問題協議会に関すること。</p>	<p><u>13</u> <u>生涯学習センター運営審議会に関すること。</u></p>
<p><u>14</u> 青少年指導員に関すること。</p>	<p><u>14</u> 青少年問題協議会に関すること。</p>
<p><u>15</u> スポーツ推進委員に関すること。</p>	<p><u>15</u> 青少年指導員に関すること。</p>
<p><u>16</u> 青少年教育に関すること。</p>	<p><u>16</u> スポーツ推進委員に関すること。</p>
<p><u>17</u> 社会環境浄化に関すること。</p>	<p><u>17</u> 青少年教育に関すること。</p>
<p><u>18</u> 青少年関係団体の育成及び指導に関すること。</p>	<p><u>18</u> 社会環境浄化に関すること。</p>
<p></p>	<p><u>19</u> 青少年関係団体の育成及び指導に関すること。</p>

改正後	改正前
<u>19</u> 講座、講演会、展示会の開催及びそれらの奨励に関すること。	<u>20</u> 講座、講演会、展示会の開催及びそれらの奨励に関すること。
<u>20</u> その他生涯学習・スポーツ振興及び社会教育に関すること。	<u>21</u> その他生涯学習・スポーツ振興及び社会教育に関すること。
<u>21</u> 生涯学習センターの管理及び運営に関すること。	<u>22</u> 生涯学習センターの管理及び運営に関すること。
<u>22</u> ふたみ記念館の管理及び運営に関すること。	<u>23</u> ふたみ記念館の管理及び運営に関すること。
<u>23</u> 社会体育施設の管理及び運営に関すること。	<u>24</u> 社会体育施設の管理及び運営に関すること。
<u>24</u> 学校体育施設の開放に関すること。	<u>25</u> 学校体育施設の開放に関すること。

議案第 17 号

学校教育法施行細則の一部を改正する細則について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

学校教育法施行細則について、学校教育法の改正に伴い、必要な改正を行うために提案する。

学校教育法施行細則の一部を改正する細則

学校教育法施行細則（昭和60年二宮町教育委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第2条第2号中「第22条第1項」を「第16条」に改め、同条第4号中「第23条」を「第18条」に改め、同条第5号中「第39条第2項」を「第18条」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 視覚障害者等 施行令第5条第1項に規定する「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）」をいう。

第4条中「盲者およびろう者」を「視覚障害者等」に、「通知および」を「通知及び」に、「または」を「又は」に改める。

第5条中「盲者、ろう者および」を「視覚障害者等及び」に、「または」を「又は」に、「するもの」を「する者」に、「児童および」を「児童及び」に、「盲者およびろう者」を「視覚障害者等」に、「したものならびに」を「した者並びに」に、「通知および」を「通知及び」に改める。

第6条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第8条中「盲者およびろう者」を「視覚障害者等」に、「または」を「又は」に、「届け出」を「届出」に改める。

第9条第1項中「盲者およびろう者」を「視覚障害者等」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「盲者およびろう者」を「視覚障害者等」に、「または」を「又は」に、「氏名および」を「氏名及び」に改める。

第10条中「または」を「又は」に、「学齢児童および学齢生徒」を「学齢児童及び学齢生徒」に、「盲者およびろう者」を「視覚障害者等」に改める。

第11条中「または」を「又は」に、「学齢児童および学齢生徒」を「学齢児童及び学齢

生徒」に、「盲者およびろう者以外のもの」を「視覚障害者等以外の者」に改める。

第12条の見出し中「盲ろう者」を「視覚障害者等」に改め、同条中「小学校または中学校」を「小学校又は中学校」に、「学齢児童または学齢生徒」を「学齢児童又は学齢生徒」に、「盲者またはろう者になったもの」を「視覚障害者等になった者」に改める。

第14条第1項中「学齢児童または学齢生徒」を「学齢児童又は学齢生徒」に、「第22条第1項または法第39条第1項」を「第17条」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第15条中「または」を「又は」に改める。

第16条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第17条中「または」を「又は」に改める。

第18条の見出し中「および」を「及び」に、「取り扱い」を「取扱い」に改め、同条中「および」を「及び」に、「取り扱い」を「取扱い」に改める。

第20条中「およびその」を「及び」に、「第19号様式」を「第18号様式」に改める。

第21条中「第20号様式」を「第19号様式」に改める。

第24条中「および」を「及び」に、「第22号様式」を「第20号様式」に改める。

第25条中「第23号様式」を「第21号様式」に改める。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日					
二宮町教育委員会 殿 (保護者住所) (保護者氏名)					
〒					
児童生徒等の住所地の変更について（届出）					
このことについて、次のとおり届け出ます。					
氏名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">生年月日</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">性別</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">保護者との続柄</td> </tr> </table>	生年月日	性別	保護者との続柄	
生年月日	性別				
保護者との続柄					
新住所					
旧住所					
新住所に移った年月日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">転入届を提出した年月日</td> </tr> </table>	転入届を提出した年月日			
転入届を提出した年月日					
今まで通学していた学校名					

- 注意 1 「住所」は、都道府県、郡、市町村、字及び地番を正確に書いて下さい。
- 2 「転入届をした年月日」は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入届を町長に提出した年月日です。

第2号様式 (第4条関係)

二宮町

方
様

入学通知書

No. _____

該当児童氏名			
生 年 月 日	年 月 日	性別	
指 定 学 校 名			
入 学 式 日 時	年 月 日	時	

あなたの保護しているお子さんを、上記のとおり入学させてください。

年 月 日

二 宮 町 教 育 委 員 会

——裏面をお読みください——

第3号様式（第5条関係）

(文書番号)

年 月 日

二宮町立（小）（中）学校長 殿

二宮町教育委員会 印

児童生徒等の氏名及び入学期日について（通知）

このことについて、次のとおり通知します。

については、児童生徒等の入学について、保護者と連絡の上、遺憾のないよう取り運んで下さい。

記

- 1 入学期日
- 2 児童生徒等の氏名 別紙のとおり

(別紙)

番号	氏名	性別	生年月日	住所	保護者		続柄
					父	母	

第4号様式中「(児童生徒等の就学すべき学校の指定の変更についての申立書)」を「(第7条関係)」に改める。

第5号様式中「(児童生徒等の就学すべき学校の指定の変更についての通知書)」を「(第7条関係)」に改める。

第6号様式中「(児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者の区域外就学についての届出書)」を「(第8条関係)」に改める。

第7号様式中「(児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者の区域外からの就学についての願出書)」を「(第9条関係)」に改める。

第8号様式中「(児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者の区域外からの就学についての承諾書)」を「(第9条関係)」に改める。

第9号様式中「(区域外から就学する児童生徒等の就学すべき学校の校長に対するその児童生徒等の氏名および入学期日についての通知書)」を「(第9条関係)」に改める。

第10号様式中「(学齢児童および学齢生徒のうち盲者およびろう者以外の者を中学校または小学校の全課程を修了する前に退学させることについての届出書)」を「(第10条関係)」に改める。

第11号様式中「(区域外から就学する学齢児童または学齢生徒が小学校または中学校の全課程を修了する前に退学したことについての通知書)」を「(第11条関係)」に改める。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第12条関係）

視 覚 障 害 者 等 通 知 書

年 月 日

二宮町教育委員会 殿

二宮町立（小）（中）学校長 印

次の者は視覚障害者等になったので通知します。

学齡児童・ 生徒	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性別	
	学 年			
	視覚障害者 等になった 状況			
保 護 者	住 所			
	氏 名			
	学齡児童・ 生徒との関 係			

第13号様式中「(学齡児童または学齡生徒の出席不良等についての通知書)」を「(第13条関係)」に改める。

第14号様式中「((学齡児童)(学齡生徒)の出席の督促についての通知書)」を「(第14条関係)」に改める。

第15号様式中「(保護者の就学義務の(猶予)(免除)についての願出書)」を「(第15条関係)」に改める。

第16号様式中「(就学(猶予)(免除)の理由がなくなったことについての届出書)」を「(第16条関係)」に改める。

第17号様式中「(全課程を修了した者の氏名の通知書)」を「(第17条関係)」に改める。

第19号様式を次のように改める。

第18号様式（第20条関係）

小 学 校 児 童 指 導 要 録

様式1（学籍に関する記録）

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学 級							
整理番号							

学 籍 の 記 録							
児 童	フリガナ		性別	入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学		
	氏 名				年 月 日 第 年転入学		
	生年月日	年 月 日生		転 入 学	学校名		
現住所			所在地				
保 護 者	フリガナ			転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日		
	氏 名				学校名		
	現住所			所在地			
入学前の経歴				卒 業	年 月 日		
				進 学 先			
学 校 名 及 所 在 地 <small>(分枝校・専任校等)</small>							
年 度	年度		年度		年度		
区分	学年	1	2		3		
校長氏名印							
学級担任者 氏 名 印							
年 度	年度		年度		年度		
区分	学年	4	5		6		
校長氏名印							
学級担任者 氏 名 印							

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	学年	学級	整理番号

各教科の学習の記録				出欠の記録				
Ⅰ 観点別学習状況			Ⅱ 評定	授業日数	出席停止・ 愚引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数
教科	観点	評価						
国 語	国語への関心・意欲・態度			備 考				
	話す・聞く能力							
	書く能力							
社 会	社会的関心・意欲・態度			行 動 の 記 録				
	社会的な思考・判断・表現							
	観察・資料活用の技能							
算 数	算数への関心・意欲・態度			特 別 活 動 の 記 録				
	数学的な考え方							
	数量や図形についての知識・理解							
理 科	自然事象への関心・意欲・態度			内 容				
	科学的な思考・表現							
	観察・実験の技能							
生 活	生活への関心・意欲・態度			特 別 の 教 科 道 徳				
	活動や体験についての思考・表現							
	身近な環境や自分についての気付き							
音 楽	音楽への関心・意欲・態度			外 国 語 活 動 の 記 録				
	音楽表現の創意工夫							
	鑑賞の能力							
図 画 工 作	造形への関心・意欲・態度			観 点				
	発想や構想の能力							
	鑑賞の能力							
家 庭	家庭生活への関心・意欲・態度			評 価				
	生活を創意工夫する能力							
	家庭生活についての知識・理解							
体 育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度			総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録				
	運動や健康・安全についての思考・判断							
	健康・安全についての知識・理解							
学 習 活 動								
観 点								
評 価								
総合所見及び指導上参考となる諸事項								

小学校児童指導要録抄本

担任氏名

学校名 及び 所在地					児童氏名				性別	生年月日	年 月 日生
卒業年月日	年 3 月 31 日				現住所						
出欠の 録	学年	授業日数	出席停止・遅刻等の 日数	出席（欠け）日数の い日数	欠席日数	出席日数	備 考				
	り										
各教科の学習の記録（6年）											
備考 観点別 学習状況	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育		
	国語への 関心・意欲・態度	社会的関心への 関心・意欲・態度	算数への 関心・意欲・態度	自然科学への 関心・意欲・態度	自然への 関心・意欲・態度	芸術への 関心・意欲・態度	造形への 関心・意欲・態度	家庭生活への 関心・意欲・態度	運動・遊びへの 関心・意欲・態度		
	話す・聞く能力	社会的な思考・判 断・行動	算数的な考え方	科学的な思考・表現	自然現象の観察工 具	発想や創造の能力	生活に必要な力 の向上	生活の技能	運動や遊びの楽し みへの関心・意欲		
	書く能力	個人・集団活動の 参加	数量や図形につい ての認識	観察・実験の技能	自然現象について の知識・理解	表現の能力	生活の技能	運動・遊びについて の知識・理解			
	読む能力	社会的関心につい ての知識・理解	数量や図形につい ての知識・理解	自然現象について の知識・理解	表現の能力	生活の技能	運動・遊びについて の知識・理解				
評 定											
総合的な学習の時間の記録（6年）	特別活動の記録（6年）				特別の教科道徳の記録（6年）						
	学 校 活 動 児童会活動 クラブ活動 学校行事				学習状況及び 進捗性に係る 成長の様子						
	行 動 の 記 録（6年） 基本的な生活習慣 健康・体力の向上										
外国語活動の記録（6年）	自 主 ・ 自 尊 責 任 感 楽 意 工 夫 思いやり・協力 生命尊重・自然愛護 勤 労 ・ 奉 仕 公 正 ・ 公 平 公 共 心 ・ 公 徳 心				総合所見及び 指導上参考となる 諸事項	この抄本は原本と相違ないことを証明します。 年 3 月 31 日 学校名 校長名					

第20号様式中「（町立小学校の卒業証書）」を「（第21条関係）」に改め、同様式を第19号様式とする。

第22号様式を次のように改める。

第20号様式（第24条関係）

中 学 校 生 徒 指 導 要 録

様式1（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3
学 級			
整理番号			

学 籍 の 記 録			
生 徒	フリガナ	性別	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	氏 名		入学・編入学等
	生年月日	年 月 日 生	年 月 日 第 学年転入学
保 護 者	フリガナ	転 入 学	学校名 所在地 事 由
	氏 名		(年 月 日) 年 月 日
保 護 者	現住所	転学・退学等	学校名 所在地 事 由
	フリガナ	卒 業	年 月 日
入学前の経歴		進 学 先 就 職 先 等	
学 校 名 及 び 所 在 地 (①校名・所在地等)			
年 度	年 度	年 度	年 度
区分 \ 学年	1	2	3
校長氏名印			
学級担任者 氏 名 印			

様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	学年	学級	整理番号

各教科の学習の記録				総合的な学習の時間の記録													
I 観点別学習状況			日評定	学習活動		観点		評価									
教科	観点	評価		内容	観点	評価											
国語	国語への関心・意欲・態度																
	話す・聞く能力																
	書く能力																
	読む能力																
社会	言語についての知識・理解・技能																
	社会的事象への関心・意欲・態度																
	社会的な思考・判断・表現																
	資料活用・技能																
数学	社会的な事象についての知識・理解																
	数学への関心・意欲・態度																
	数学的な見方や考え方																
	数学的な技能																
理科	数量や図形などについての知識・理解																
	自然事象への関心・意欲・態度																
	科学的な思考・表現																
	観察・実験の技能																
音楽	自然事象についての知識・理解																
	音楽への関心・意欲・態度																
	音楽表現の創意工夫																
	音楽表現の技能																
美術	鑑賞の能力																
	美術への関心・意欲・態度																
	発想や構想の能力																
	創造的な技能																
保健体育	鑑賞の能力																
	運動や健康・安全への関心・意欲・態度																
	運動や健康・安全についての思考・判断																
	運動の技能																
技術・家庭	運動や健康・安全についての知識・理解																
	生活や技術への関心・意欲・態度																
	生活を工夫し創造する能力																
	生活の技能																
外国語	生活や技術についての知識・理解																
	コミュニケーションへの関心・意欲・態度																
	外国語表現の能力																
	外国語理解の能力																
特別の教科 道徳				出欠の記録													
学習状況及び道徳性に係る成長の様子				<table border="1"> <tr> <th>授業日数</th> <th>出席停止・退席等の日数</th> <th>出席しなればならない日数</th> <th>欠席日数</th> <th>出席日数</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				授業日数	出席停止・退席等の日数	出席しなればならない日数	欠席日数	出席日数					
授業日数	出席停止・退席等の日数	出席しなればならない日数	欠席日数	出席日数													
				備考													

中学校生徒指導要録抄本

学校名 及び 所在地		学年担任者 氏 名				
フリガナ 氏 名	性別	生年月日	年 月 日生			
現住所		卒業年月日	年 3月 31日			
各教科の学習の記録 (第3学年)		総合的な学習の時間の記録 (第3学年)				
教科	観点別学習状況	学習活動				
	観 点	観 点	評 価			
国 語	国語への関心・意欲・態度					
	話す・聞く能力					
	書く能力					
	読む能力					
	言語についての知識・理解・技能					
社 会	社会的事象への関心・意欲・態度					
	社会的な思考・判断・表現					
	資料活用の技能					
	社会的事象についての知識・理解					
数 学	数学への関心・意欲・態度					
	数学的な見方や考え方					
	数学的な技能					
	数量や図形などについての知識・理解					
理 科	自然事象への関心・意欲・態度					
	科学的な思考・表現					
	観察・実験の技能					
	自然事象についての知識・理解					
音 楽	音楽への関心・意欲・態度					
	音楽表現の創意工夫					
	音楽表現の技能					
	鑑賞の能力					
美 術	美術への関心・意欲・態度					
	発想や構想の能力					
	創造的な技能					
	鑑賞の能力					
体 育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度					
	運動や健康・安全についての思考・判断					
	運動の技能					
	運動や健康・安全についての知識・理解					
技 術・ 家庭	生活や技術への関心・意欲・態度					
	生活を工夫し創造する能力					
	生活の技能					
	生活や技術についての知識・理解					
外 国 語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度					
	外国語表現の能力					
	外国語理解の能力					
特別の教科 道徳		出 欠 の 記 録 (第3学年)				
学習状況及び道徳性に係る成長の様子		授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数
		備 考				

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 3月 31日

学 校 長

校長氏名

印

第23号様式中「(町立中学校の卒業証書)」を「(第25条関係)」に改め、同様式を第21号様式とする。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する細則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）<u>、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、並びにこれを実施するため、二宮町に住所の存する児童生徒等の保護者に係る就学義務及び町立学校における教育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護者 <u>法第16条</u>に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 学齢児童 <u>法第18条</u>に規定する学齢児童をいう。</p> <p>(5) 学齢生徒 <u>法第18条</u>に規定する学齢生徒をいう。</p> <p>(6) <u>視覚障害者等 施行令第5条第1項に規定する「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）」をいう。</u></p> <p>(入学期日等の通知・学校の指定)</p> <p>第4条 就学予定者のうち<u>視覚障害者等以外の者</u>についてのその保護者に対するその入学期日についての<u>通知及びその就学すべき町立の小学校又は中学校</u>についての指定は、通知書（第2号様式）をもってする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）<u>、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）および学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、ならびにこれを実施するため、二宮町に住所の存する児童生徒等の保護者に係る就学義務および町立学校における教育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護者 <u>法第22条第1項</u>に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 学齢児童 <u>法第23条</u>に規定する学齢児童をいう。</p> <p>(5) 学齢生徒 <u>法第39条第2項</u>に規定する学齢生徒をいう。</p> <p>(入学期日等の通知・学校の指定)</p> <p>第4条 就学予定者のうち<u>盲者およびろう者以外の者</u>についてのその保護者に対するその入学期日についての<u>通知およびその就学すべき町立の小学校または中学校</u>についての指定は、通知書（第2号様式）をもってする。</p>

改正後	改正前
<p>第5条 前条の指定は、新たに学齢簿に記載された児童生徒等（<u>視覚障害者等及び町立の小学校又は中学校に在学する者を除く。</u>）、<u>学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者で町立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学しその全課程を修了する前に退学した者並びに町立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等についてのその保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき町立の小学校又は中学校の指定について準用する。</u></p> <p>第6条 児童生徒等（前2条に掲げる者以外の者を除く。次条において同じ。）を就学させるべき町立の小学校又は中学校の校長に対するその児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、通知書（第3号様式）をもってする。</p> <p>（町立学校外就学）</p> <p>第8条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を町立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学させることについての届出は、届出書（第6号様式）をもってしなければならない。</p> <p>（区域外就学）</p> <p>第9条 他の市町村に住所を存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を町立の小学校又は中学校へ就学させようとする事についての願い出は、願出書（第7号様式）にその理由を記載した書類を添えてしなければならない。</p> <p>2 他の市町村に住所を存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者の町立の小学校又は中学校への就学の承諾を与えたときは、承諾書（第8号様式）を交付するとともに、その児童生徒等を就学させるべき町立の小学校又は中学校の校長に対し、その児童生徒等の氏名及び入学期日を通知書（第9号様式）をもって通知する。</p>	<p>第5条 前条の指定は、新たに学齢簿に記載された児童生徒等（<u>盲者、ろう者および町立の小学校または中学校に在学するものを除く。</u>）、<u>学齢児童および学齢生徒のうち盲者およびろう者以外の者で町立の小学校または中学校以外の小学校または中学校に在学しその全課程を修了する前に退学したものならびに町立の小学校または中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校または中学校を変更する必要を生じた児童生徒等についてのその保護者に対する入学期日の通知および就学すべき町立の小学校または中学校の指定について準用する。</u></p> <p>第6条 児童生徒等（前2条に掲げる者以外の者を除く。次条において同じ。）を就学させるべき町立の小学校または中学校の校長に対するその児童生徒等の氏名および入学期日についての通知は、通知書（第3号様式）をもってする。</p> <p>（町立学校外就学）</p> <p>第8条 児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者を町立の小学校または中学校以外の小学校または中学校に就学させることについての届け出は、届出書（第6号様式）をもってしなければならない。</p> <p>（区域外就学）</p> <p>第9条 他の市町村に住所を存する児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者を町立の小学校または中学校へ就学させようとする事についての願い出は、願出書（第7号様式）にその理由を記載した書類を添えてしなければならない。</p> <p>2 他の市町村に住所を存する児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者の町立の小学校または中学校への就学の承諾を与えたときは、承諾書（第8号様式）を交付するとともに、その児童生徒等を就学させるべき町立の小学校または中学校の校長に対し、その児童生徒等の氏名および入学期日を通知書（第9号様式）をもって通知する。</p>

改正後	改正前
<p>(退学の届出)</p> <p>第10条 町立の小学校又は中学校に在学する<u>学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者</u>を小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学させようとするときは、その保護者は、その学校の校長に対し届出書（第10号様式）をもって届け出なければならない。</p>	<p>(退学の届出)</p> <p>第10条 町立の小学校<u>または中学校</u>に在学する<u>学齢児童および学齢生徒のうち盲者およびろう者</u>以外の者を小学校<u>または中学校</u>の全課程を修了する前に退学させようとするときは、その保護者は、その学校の校長に対し届出書（第10号様式）をもって届け出なければならない。</p>
<p>(退学の通知)</p> <p>第11条 町立の小学校又は中学校に在学する<u>学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者</u>で他の市町村に住所の存する者が、<u>小学校又は中学校</u>の全課程を修了する前に退学したことについての通知は、通知書（第11号様式）をもってしなければならない。</p>	<p>(退学の通知)</p> <p>第11条 町立の小学校<u>または中学校</u>に在学する<u>学齢児童および学齢生徒のうち盲者およびろう者</u>以外の<u>もの</u>で他の市町村に住所の存する者が、<u>小学校または中学校</u>の全課程を修了する前に退学したことについての通知は、通知書（第11号様式）をもってしなければならない。</p>
<p>(視覚障害者等についての通知)</p> <p>第12条 町立の<u>小学校又は中学校</u>に在学する<u>学齢児童又は学齢生徒</u>で<u>視覚障害者等になった者</u>があることについての通知は、通知書（第12号様式）をもってしなければならない。</p>	<p>(盲ろう者についての通知)</p> <p>第12条 町立の<u>小学校または中学校</u>に在学する<u>学齢児童または学齢生徒</u>で<u>盲者またはろう者になったもの</u>があることについての通知は、通知書（第12号様式）をもってしなければならない。</p>
<p>(出席の督促等)</p> <p>第14条 <u>学齢児童又は学齢生徒</u>の保護者で法第17条に規定する義務を怠っていると認められる者に対するその<u>学齢児童又は学齢生徒</u>の出席についての督促は、通知書（第14号様式）をもってする。</p> <p>2 保護者が通知書の受理を拒み、又は住所若しくは居所が知れないために通知書を送達することができない場合は、通知書を公示するものとし、公示の日から起算して15日を経過したときは、通知書の送達があったものとみなす。</p>	<p>(出席の督促等)</p> <p>第14条 <u>学齢児童または学齢生徒</u>の保護者で法第22条第1項または法第39条第1項に規定する義務を怠っていると認められる者に対するその<u>学齢児童または学齢生徒</u>の出席についての督促は、通知書（第14号様式）をもってする。</p> <p>2 保護者が通知書の受理を拒み、<u>または住所もしくは居所</u>が知れないために通知書を送達することができない場合は、通知書を公示するものとし、公示の日から起算して15日を経過したときは、通知書の送達があったものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(猶予または免除の願い出)</p> <p>第15条 就学義務の<u>猶予又は免除</u>についての願い出は、願出書（第15号様式）をもってしなければならない。</p> <p>(理由消滅の届け出)</p> <p>第16条 就学義務を<u>猶予された期間中又は免除された後に</u>、その<u>猶予又は免除された理由</u>がなくなったときは、保護者は、すみやかに、届出書（第16号様式）にその事情を記載した書類<u>及び医師の証明等</u>その事情を証するに足る書類を添えて届け出なければならない。</p> <p>(全課程修了者の通知)</p> <p>第17条 町立の小学校<u>又は</u>中学校の全課程を修了したものの氏名についての通知は、通知書（第17号様式）をもってしなければならない。</p> <p>(小学校教科内容及びその取扱い)</p> <p>第18条 町立小学校の教科内容及びその<u>取扱い</u>に関しては、教育長が定める。</p> <p>(小学校指導要録等の様式)</p> <p>第20条 町立小学校の指導要録<u>及び抄本</u>の様式は、<u>第18号様式</u>とする。</p> <p>(小学校卒業証書の様式)</p> <p>第21条 町立小学校の卒業証書の様式は、<u>第19号様式</u>とする。</p>	<p>(猶予または免除の願い出)</p> <p>第15条 就学義務の<u>猶予または免除</u>についての願い出は、願出書（第15号様式）をもってしなければならない。</p> <p>(理由消滅の届け出)</p> <p>第16条 就学義務を<u>猶予された期間中または免除された後に</u>、その<u>猶予または免除された理由</u>がなくなったときは、保護者は、すみやかに、届出書（第16号様式）にその事情を記載した書類<u>および医師の証明等</u>その事情を証するに足る書類を添えて届け出なければならない。</p> <p>(全課程修了者の通知)</p> <p>第17条 町立の小学校<u>または</u>中学校の全課程を修了したものの氏名についての通知は、通知書（第17号様式）をもってしなければならない。</p> <p>(小学校教科内容およびその取り扱い)</p> <p>第18条 町立小学校の教科内容<u>およびその取り扱い</u>に関しては、教育長が定める。</p> <p>(小学校指導要録等の様式)</p> <p>第20条 町立小学校の指導要録<u>およびその抄本</u>の様式は、<u>第19号様式</u>とする。</p> <p>(小学校卒業証書の様式)</p> <p>第21条 町立小学校の卒業証書の様式は、<u>第20号様式</u>とする。</p>

改正後

(中学校指導要録等の様式)

第24条 町立中学校の指導要録及び抄本の様式は第20号様式とする。

(中学校卒業証書の様式)

第25条 町立中学校の卒業証書の様式は第21号様式とする。

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日	
二宮町教育委員会 殿	
(保護者住所) (保護者氏名) 印	
児童生徒等の住所の変更について (届出)	
このことについて、次のとおり届け出ます。	
氏 名	生 年 月 日
	性 別
	保 護 者 と の 続 柄
新 住 所	
旧 住 所	
新住所に移った 年 月 日	転入届を提出 した年月日
今まで通学して いた学校名	

- 注意 1 「住所」は、都道府県、郡、市町村、字及び地番を正確に書いて下さい。
 2 「転入届をした年月日」は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に規定する転入届を町長に提出した年月日です。

改正前

(中学校指導要録等の様式)

第24条 町立中学校の指導要録および抄本の様式は第22号様式とする。

(中学校卒業証書の様式)

第25条 町立中学校の卒業証書の様式は第23号様式とする。

第1号様式 (児童生徒等の住所地の変更があったことについての届出書)

年 月 日	
二宮町教育委員会 殿	
(保護者住所) (保護者氏名) 印	
児童生徒等の住所の変更について (届出)	
このことについて、次のとおり届け出ます。	
氏 名	生 年 月 日
	性 別
	保 護 者 と の 保 護 関 係 ()
新 住 所	
旧 住 所	
新住所に移った 年 月 日	転入届をした 年 月 日
今まで通学して いた学校名	

- 注意 1 「保護者との保護関係」は、あなたの児童生徒等に対する関係、つまり「親権者」または「後見人」の区別、および、あなたとの続柄をカッコ書きして下さい。(たとえば、「親権者(父母)」「後見人(叔父)」等)
 2 「住所」は、都道府県、郡、市町村、字および地番を正確に書いて下さい。
 3 「転入届をした年月日」は、住民登録簿による転入届を市長にした年月日です。

改正後

第2号様式（第4条関係）

二宮町

方
様

入学證書

No. _____

該当児童氏名			
生年月日	年 月 日	性別	
指定学校名			
入学式日時	年 月 日 時		

あなたの保護しているお子さんを、上記のとおり入学させてください。

年 月 日

二宮町教育委員会

—裏面をお読みください—

改正前

第2号様式（児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者についてのその保護者に対するその入学期日等についての通知書）

二宮町

方
様

入学通知書

No. _____

該当児童氏名			
生年月日	年 月 日	性別	
指定学校名			
入学式日時	年 月 日 午前 時		

あなたの保護しているお子さんを、上記のとおり入学させてください。

年 月 日

二宮町教育委員会

—裏面をお読みください—

改正後

第3号様式（第5条関係）

(文書番号)
年 月 日

二宮町立（小）（中）学校長 殿

二宮町教育委員会 印

児童生徒等の氏名及び入学期日について（通知）

このことについて、次のとおり通知します。

ついでには、児童生徒等の入学について、保護者と連絡の上、進捗のないよう取り運んで下さい。

記

- 1 入学期日
- 2 児童生徒等の氏名 別紙のとおり

(別紙)

番号	氏名	性別	生年月日	住所	保護者		続柄
					父	母	

改正前

第3号様式（児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者を就学させるべき学校の校長に対するその児童生徒等の氏名および入学期日についての通知書）

(文書番号)
年 月 日

二宮町立（小）（中）学校長 殿

二宮町教育委員会 印

児童生徒等の氏名及び入学期日について（通知）

このことについて、次のとおり通知します。

ついでには、児童生徒等の入学について、保護者と連絡の上、進捗のないよう取り運んで下さい。

記

- 1 入学期日
- 2 児童生徒等の氏名 別紙のとおり

(別紙)

番号	氏名	性別	生年月日	住所	保護者		続柄
					父	母	

改正後	改正前
第4号様式 <u>(第7条関係)</u>	第4号様式 <u>(児童生徒等の就学すべき学校の指定の変更についての申立書)</u>
第5号様式 <u>(第7条関係)</u>	第5号様式 <u>(児童生徒等の就学すべき学校の指定の変更についての通知書)</u>
第6号様式 <u>(第8条関係)</u>	第6号様式 <u>(児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者の区域外就学についての届出書)</u>
第7号様式 <u>(第9条関係)</u>	第7号様式 <u>(児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者の区域外からの就学についての願出書)</u>
第8号様式 <u>(第9条関係)</u>	第8号様式 <u>(児童生徒等のうち盲者およびろう者以外の者の区域外からの就学についての承諾書)</u>
第9号様式 <u>(第9条関係)</u>	第9号様式 <u>(区域外から就学する児童生徒等の就学すべき学校の校長に対するその児童生徒等の氏名および入学期日についての通知書)</u>
第10号様式 <u>(第10条関係)</u>	第10号様式 <u>(学齢児童および学齢生徒のうち盲者およびろう者以外の者を中学校または小学校の全課程を修了する前に退学させることについての届出書)</u>
第11号様式 <u>(第11条関係)</u>	第11号様式 <u>(区域外から就学する学齢児童または学齢生徒が小学校または中学校の全課程を修了する前に退学したことについての通知書)</u>

改正後

第12号様式 (第12条関係)

視覚障害者等通知書

年 月 日

二宮町教育委員会 殿

二宮町立 (小) (中) 学校長 殿

次の者は、視覚障害者等になったので通知します。

学齢児童・生徒	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		性別
	学 年		
	視覚障害者等になった状況		
保 護 者	住 所		
	氏 名		
	学齢児童・生徒との関係		

第13号様式 (第13条関係)

第14号様式 (第14条関係)

第15号様式 (第15条関係)

第16号様式 (第16条関係)

第17号様式 (第17条関係)

改正前

第12号様式 (学齢児童または学齢生徒のうち盲者またはろう者になった者についての通知書)

盲 者 等 通 知 書

年 月 日

二宮町教育委員会 殿

二宮町立 (小) (中) 学校長 殿

次の者は、盲者、ろう者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者になったので通知します。

学齢児童・生徒	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		性別
	学 年		
	盲者、ろう者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者になった状況		
保 護 者	住 所		
	氏 名		
	学齢児童・生徒との関係		

第13号様式 (学齢児童または学齢生徒の出席不良等についての通知書)

第14号様式 ((学齢児童) (学齢生徒) の出席の督促についての通知書)

第15号様式 (保護者の就学義務の (猶予) (免除) についての願出書)

第16号様式 (就学 (猶予) (免除) の理由がなくなったことについての届出書)

第17号様式 (全課程を修了した者の氏名の通知書)

改正後

改正前

学 校 名		学 科 名		学 年 級		学 期		学 習 日 程 表																																																																																																					
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">学 習 日 程 表</th> </tr> <tr> <th>日 時</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>9:00-10:00</td> <td>朝 会</td> </tr> <tr> <td>10:00-11:00</td> <td>国 語</td> </tr> <tr> <td>11:00-12:00</td> <td>算 数</td> </tr> <tr> <td>12:00-13:00</td> <td>中 食</td> </tr> <tr> <td>13:00-14:00</td> <td>理 科</td> </tr> <tr> <td>14:00-15:00</td> <td>社 会</td> </tr> <tr> <td>15:00-16:00</td> <td>体 育</td> </tr> <tr> <td>16:00-17:00</td> <td>放 学</td> </tr> </table>										学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容	9:00-10:00	朝 会	10:00-11:00	国 語	11:00-12:00	算 数	12:00-13:00	中 食	13:00-14:00	理 科	14:00-15:00	社 会	15:00-16:00	体 育	16:00-17:00	放 学																																																																
学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表																																																																																																					
日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容																																																																																																				
9:00-10:00	朝 会	9:00-10:00	朝 会	9:00-10:00	朝 会	9:00-10:00	朝 会	9:00-10:00	朝 会																																																																																																				
10:00-11:00	国 語	10:00-11:00	国 語	10:00-11:00	国 語	10:00-11:00	国 語	10:00-11:00	国 語																																																																																																				
11:00-12:00	算 数	11:00-12:00	算 数	11:00-12:00	算 数	11:00-12:00	算 数	11:00-12:00	算 数																																																																																																				
12:00-13:00	中 食	12:00-13:00	中 食	12:00-13:00	中 食	12:00-13:00	中 食	12:00-13:00	中 食																																																																																																				
13:00-14:00	理 科	13:00-14:00	理 科	13:00-14:00	理 科	13:00-14:00	理 科	13:00-14:00	理 科																																																																																																				
14:00-15:00	社 会	14:00-15:00	社 会	14:00-15:00	社 会	14:00-15:00	社 会	14:00-15:00	社 会																																																																																																				
15:00-16:00	体 育	15:00-16:00	体 育	15:00-16:00	体 育	15:00-16:00	体 育	15:00-16:00	体 育																																																																																																				
16:00-17:00	放 学	16:00-17:00	放 学	16:00-17:00	放 学	16:00-17:00	放 学	16:00-17:00	放 学																																																																																																				

学 校 名		学 科 名		学 年 級		学 期		学 習 日 程 表																																																																																																					
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">学 習 日 程 表</th> </tr> <tr> <th>日 時</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>9:00-10:00</td> <td>朝 会</td> </tr> <tr> <td>10:00-11:00</td> <td>国 語</td> </tr> <tr> <td>11:00-12:00</td> <td>算 数</td> </tr> <tr> <td>12:00-13:00</td> <td>中 食</td> </tr> <tr> <td>13:00-14:00</td> <td>理 科</td> </tr> <tr> <td>14:00-15:00</td> <td>社 会</td> </tr> <tr> <td>15:00-16:00</td> <td>体 育</td> </tr> <tr> <td>16:00-17:00</td> <td>放 学</td> </tr> </table>										学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容	9:00-10:00	朝 会	10:00-11:00	国 語	11:00-12:00	算 数	12:00-13:00	中 食	13:00-14:00	理 科	14:00-15:00	社 会	15:00-16:00	体 育	16:00-17:00	放 学																																																																
学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表		学 習 日 程 表																																																																																																					
日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容	日 時	内 容																																																																																																				
9:00-10:00	朝 会	9:00-10:00	朝 会	9:00-10:00	朝 会	9:00-10:00	朝 会	9:00-10:00	朝 会																																																																																																				
10:00-11:00	国 語	10:00-11:00	国 語	10:00-11:00	国 語	10:00-11:00	国 語	10:00-11:00	国 語																																																																																																				
11:00-12:00	算 数	11:00-12:00	算 数	11:00-12:00	算 数	11:00-12:00	算 数	11:00-12:00	算 数																																																																																																				
12:00-13:00	中 食	12:00-13:00	中 食	12:00-13:00	中 食	12:00-13:00	中 食	12:00-13:00	中 食																																																																																																				
13:00-14:00	理 科	13:00-14:00	理 科	13:00-14:00	理 科	13:00-14:00	理 科	13:00-14:00	理 科																																																																																																				
14:00-15:00	社 会	14:00-15:00	社 会	14:00-15:00	社 会	14:00-15:00	社 会	14:00-15:00	社 会																																																																																																				
15:00-16:00	体 育	15:00-16:00	体 育	15:00-16:00	体 育	15:00-16:00	体 育	15:00-16:00	体 育																																																																																																				
16:00-17:00	放 学	16:00-17:00	放 学	16:00-17:00	放 学	16:00-17:00	放 学	16:00-17:00	放 学																																																																																																				

改正後

改正前

中学校生徒指導要領抄本

学年	学級担任氏名	学年	年 月 日
氏名	姓	氏名	年 月 日
氏名	姓	氏名	年 月 日
各教科の学習の状況 (学年)		総合的な学習の時間の状況 (学年)	
教科	単 元	評 定	評 議
国語	読書への関心・意欲・態度		
	読書に関する能力		
算数	算数への関心・意欲・態度		
	算数に関する能力		
理科	理科への関心・意欲・態度		
	理科に関する能力		
社会	社会への関心・意欲・態度		
	社会に関する能力		
総合	総合的な学習への関心・意欲・態度		
	総合的な学習に関する能力		
特別の教科 道徳		評 議	
中学校生徒指導要領抄本			

この抄本が原本と異なれば、ここに捺印する。
年 月 日 年 校 名
校長 氏名

改正後	改正前
<u>第21号様式 (第25条関係)</u>	<u>第23号様式 (町立中学校の卒業証書)</u>

議案第 18 号

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

学校教育法及び、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規則を改めるため提案する。

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年二宮町教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第2章の章名を削る。

第5条第3項中「前項」を「第1項第2号」に改める。

第3章の章名を削る。

第6条第2項第1号中「及び」を「、特別の教科」に改め、「道徳」の次に「並びに道徳、外国語活動、及び総合的な学習の時間」を加え、同項第2号及び第3号中「その」の次に「学年別」を加え、同項第4号を削る。

第8条第1項中「第26条第1項」を「第35条」に、「第40条」を「法第49条」に改める。

第4章の章名を削る。

第5章の章名を削る。

第13条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第13条の3に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、二宮町学校運営協議会規則（平成30年二宮町教育委員会規則第 号）第3条の規定により学校運営協議会を設置する学校においては、学校評議員を置かないこととする。

第20条中「養護教諭」の次に「又は栄養教諭」を加え、「任命権者」を「神奈川県教育委員会」に改める。

第20条の3第4項中「第3項各号」を「第2項」に改め、同条第5項中「前4号」を「前各号」に改める。

第32条を第34条とする。

第31条の見出しを削り、同条を第33条とする。

第7章の章名を削る。

第30条を第32条とし、第29条を第31条とし、第28条を第30条とする。

第27条（見出しを含む。）中「き損」を「毀損」に改め、同条を第29条とし、第26条を第28条とし、第25条を第27条とする。

第6章の章名を削る。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第22条の3を第24条の2とし、第22条の2を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(学校事務連携組織)

第23条 教育委員会は、学校事務の連携強化を図るため、学校事務連携組織（以下「事務連携組織」という。）を置くことができる。

2 教育委員会は、事務連携組織の取りまとめを行うものを指名するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事務連携組織の設置及び運営に関しては、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(臨時休業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、<u>第1項第2号</u>の理由により授業を行わないときは、教育長に届け出るものとする。</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育長に報告するものとする。</p> <p>(1) 各教科、<u>特別の教科道徳並びに道徳、外国語活動、及び総合的な学習の時間</u>の学年別授業時数</p> <p>(2) 特別活動の種類及びその<u>学年別授業時数</u></p> <p>(3) 選択教科の種類及びその<u>学年別授業時数</u></p> <p>(出席停止)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>第2章 <u>学年、学期及び休業日</u></p> <p>第3章 <u>教育活動</u></p> <p>第4章 <u>教材の取扱い</u></p> <p>第5章 <u>職員等</u></p> <p>第6章 <u>施設、設備等の管理</u></p> <p>第7章 <u>補則</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>第2章 <u>学年、学期及び休業日</u></p> <p>(臨時休業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、<u>前項</u>の理由により授業を行わないときは、教育長に届け出るものとする。</p> <p>第3章 <u>教育活動</u></p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育長に報告するものとする。</p> <p>(1) 各教科及び<u>道徳</u>の学年別授業時数</p> <p>(2) 特別活動の種類及びその授業時数</p> <p>(3) 選択教科の種類及びその授業時数</p> <p>(4) <u>総合的な学習の時間</u>及びその授業時数</p> <p>(出席停止)</p>

改正後	改正前
<p>第8条 教育委員会は、児童生徒が学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第35条</u>に規定（<u>法第49条</u>において準用する場合も含む。）する性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときは、校長の意見を聴き、その保護者に対し児童生徒の出席停止を命ずることができる。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（総括教諭） 第13条の2 （略）</p> <p><u>2</u> （略） <u>3</u> （略）</p> <p>（学校評議員） 第13条の3 （略） 2・3 （略） <u>4</u> <u>前項の規定にかかわらず、二宮町学校運営協議会規則（平成30年二宮町教育委員会規則第 号）第3条の規定により学校運営協議会を設置する学校においては、学校評議員を置かないこととする。</u></p> <p>（職の発令） 第20条 第13条の2の規定により設けられた職は、教諭又は養護教諭又は栄養教諭のうちから、第14条から前条までの規定により設けられた職は、学校栄養職員又は事務職員のうちから<u>神奈川県教育委員会</u>が任命する。</p> <p>（企画会議） 第20条の3 （略） 2・3 （略） 4 企画会議は、校長、教頭、第13条の2 <u>第2項</u>に掲げる職務を行う総括教諭及び校長</p>	<p>第8条 教育委員会は、児童生徒が学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第26条第1項</u>に規定（<u>第40条</u>において準用する場合も含む。）する性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときは、校長の意見を聴き、その保護者に対し児童生徒の出席停止を命ずることができる。</p> <p>2～5 （略）</p> <p><u>第4章 教材の取扱い</u> <u>第5章 職員等</u></p> <p>（総括教諭） 第13条の2 （略） <u>2</u> <u>総括教諭は、教諭又は養護教諭、栄養教諭のうちから、神奈川県教育委員会が任命する。</u></p> <p><u>3</u> （略） <u>4</u> （略）</p> <p>（学校評議員） 第13条の3 （略） 2・3 （略）</p> <p>（職の発令） 第20条 第13条の2の規定により設けられた職は、教諭又は養護教諭のうちから、第14条から前条までの規定により設けられた職は、学校栄養職員又は事務職員のうちから<u>任命権者</u>が任命する。</p> <p>（企画会議） 第20条の3 （略） 2・3 （略） 4 企画会議は、校長、教頭、第13条の2 <u>第3項各号</u>に掲げる職務を行う総括教諭及び</p>

改正後	改正前
<p>が必要と認める者により構成する。</p> <p>5 <u>前各号</u>に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。</p> <p><u>(学校事務連携組織)</u></p> <p><u>第23条</u> 教育委員会は、学校事務の連携強化を図るため、学校事務連携組織（以下「事務連携組織」という。）を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 教育委員会は、事務連携組織の取りまとめを行うものを指名するものとする。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>に定めるもののほか、事務連携組織の設置及び運営に関しては、教育長が別に定める。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(週休日等の振替)</p> <p><u>第24条の2</u> (略)</p> <p>(休暇)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>(出張)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(施設等の管理)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(施設等の利用)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p>	<p>校長が必要と認める者により構成する。</p> <p>5 <u>前4項</u>に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p><u>第22条の2</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(週休日等の振替)</p> <p><u>第22条の3</u> (略)</p> <p>(休暇)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(出張)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第6章</u> <u>施設、設備等の管理</u></p> <p>(施設等の管理)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(施設等の利用)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>(施設等の滅失、<u>毀損</u>) <u>第29条</u> 校長は、学校の施設又は、設備の全部又は一部が滅失又は<u>毀損</u>したときは、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(防災及び安全管理の計画、分担) <u>第30条</u> (略) 2 (略)</p> <p>(宿日直等) <u>第31条</u> (略) 2 (略)</p> <p>(施設等の報告) <u>第32条</u> (略)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>(実施規定) <u>第34条</u> (略)</p>	<p>(施設等の滅失、<u>き損</u>) <u>第27条</u> 校長は、学校の施設又は、設備の全部又は一部が滅失又は<u>き損</u>したときは、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(防災及び安全管理の計画、分担) <u>第28条</u> (略) 2 (略)</p> <p>(宿日直等) <u>第29条</u> (略) 2 (略)</p> <p>(施設等の報告) <u>第30条</u> (略)</p> <p><u>第7章 補則</u></p> <p>(<u>事故の報告</u>) <u>第31条</u> (略)</p> <p>(実施規定) <u>第32条</u> (略)</p>

議案第 19 号

二宮町学校運営協議会規則の制定について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

町立小・中学校に学校運営協議会を設置するため、必要な事項を定めるため、提案する。

二宮町学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置等)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校について、協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育を施す場合その他、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、各学校の保護者、地域住民及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 前条第1項の規定により協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編制に関すること。
- (4) 学校予算の執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 設置学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申出)

第5条 協議会は、前条第1項各号に掲げる事項のほか、当該設置学校の運営全

般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

- 2 協議会は、当該設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、その職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。
- 3 協議会は、前項の規定により意見を述べる場合は、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年1回以上、当該設置学校の運営状況について評価を行うものとする。

- 2 協議会は、保護者、地域住民等に対し、設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(学校支援の促進)

第7条 協議会は、当該設置学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、当該設置学校の教育活動に対する保護者、地域住民等の積極的な理解、協力、参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員の構成等)

第8条 協議会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 当該設置学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 当該設置学校の校長
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 設置学校の校長は、委員を推薦することができる。
 - 3 教育委員会は、設置学校の校長から申し出があったときは、第1項の委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。
 - 4 委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。
 - 5 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた

後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び設置学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の任期)

第 10 条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第 11 条 委員の報酬等については、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和 31 年二宮町条例第 60 号）の規定による。

(会長及び副会長)

第 12 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 13 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし緊急を要する場合には、この限りでない。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(部会)

第 14 条 協議会は、当該設置学校における教育活動の改善及び充実を図るため、部会を置くものとする。

2 部会の運営その他部会に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第 15 条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の内容が児童生徒の個人情報に関わるものである等、会議を公開することが適当でない認められるときは、非公開とすることができる。

(研修等)

第 16 条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役

割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申し出があった場合

(2) 第9条の規定に違反した場合

(3) その他、解任に相当する事由が認められる場合

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 18 号

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

学校教育法及び、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規則を改めるため提案する。

議案第 19 号

二宮町学校運営協議会規則の制定について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

町立小・中学校に学校運営協議会を設置するため、必要な事項を定めるため、提案する。

議案第 20 号

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要な事項を改めるため提案する。

議案第 21 号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の改正に伴い、必要な事項を改めるため提案する。

議案第 22 号

二宮町社会教育委員条例施行規則の制定について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町社会教育委員条例の施行あたり必要な事項を定めるため、提案する。

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年二宮町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第17条」に改める。

第2条第1項中「第7条第1項」を「第3条第1項」に改める。

第6条中「第7条」を「第3条」に改める。

第8条中「第12条」を「第8条」に改める。

第9条中「第13条」を「第9条」に改める。

第11条中「第14条」を「第10条」に改める。

第12条中「第9条」を「第5条」に改める。

第14条及び第15条を削り、第16条を第14条とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後						改正前																																							
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成12年二宮町条例第6号。以下「条例」という。）<u>第17条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例<u>第3条第1項</u>の規定により二宮町生涯学習センター（以下「センター」という。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その施設及び付帯設備等（以下「施設等」という。）の区分に従い、二宮町生涯学習センター使用申請書（第1号様式）を二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。なお、使用申請書提出に先立ち電話により使用の仮予約（以下「仮予約」という。）をすることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(使用の変更又は取消しの申請等)</p> <p>第6条 条例<u>第3条</u>の規定により、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の内容を変更しようとするとき又は使用許可の取消しを申請しようとするときは、使用日の前日までに二宮町生涯学習センター使用変更・取消申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(町内使用料の適用)</p> <p>第8条 条例<u>第8条</u>第1項別表1に定める町内使用料の適用を受けようとする者は、教育委員会に適用を受けられることを証明する書面等を提示し、確認を受けなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 使用料は、条例<u>第9条</u>の規定に基づき次の基準により減免するものとする。</p>						<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成12年二宮町条例第6号。以下「条例」という。）<u>第21条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例<u>第7条第1項</u>の規定により二宮町生涯学習センター（以下「センター」という。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その施設及び付帯設備等（以下「施設等」という。）の区分に従い、二宮町生涯学習センター使用申請書（第1号様式）を二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。なお、使用申請書提出に先立ち電話により使用の仮予約（以下「仮予約」という。）をすることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(使用の変更又は取消しの申請等)</p> <p>第6条 条例<u>第7条</u>の規定により、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の内容を変更しようとするとき又は使用許可の取消しを申請しようとするときは、使用日の前日までに二宮町生涯学習センター使用変更・取消申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(町内使用料の適用)</p> <p>第8条 条例<u>第12条</u>第1項別表1に定める町内使用料の適用を受けようとする者は、教育委員会に適用を受けられることを証明する書面等を提示し、確認を受けなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 使用料は、条例<u>第13条</u>の規定に基づき次の基準により減免するものとする。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">減免割合</th> </tr> <tr> <th>ホール</th> <th>付帯設備等</th> <th>その他施設 (展示ギャラリー1</th> <th>展示ギャラリー2</th> <th>イベント 広場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						項目	減免割合					ホール	付帯設備等	その他施設 (展示ギャラリー1	展示ギャラリー2	イベント 広場							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">減免割合</th> </tr> <tr> <th>ホール</th> <th>付帯設備等</th> <th>その他施設 (展示ギャラリー1</th> <th>展示ギャラリー2</th> <th>イベント 広場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						項目	減免割合					ホール	付帯設備等	その他施設 (展示ギャラリー1	展示ギャラリー2	イベント 広場						
項目	減免割合																																												
	ホール	付帯設備等	その他施設 (展示ギャラリー1	展示ギャラリー2	イベント 広場																																								
項目	減免割合																																												
	ホール	付帯設備等	その他施設 (展示ギャラリー1	展示ギャラリー2	イベント 広場																																								

改正後							改正前						
			ラリー及びイベント広場を除く)							ラリー及びイベント広場を除く)			
条例第9条第1号に該当するとき。	減免しない	免除	免除	免除	免除	免除	条例第13条第1号に該当するとき。	減免しない	免除	免除	免除	免除	免除
条例第9条第2号から第5号に該当するとき。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は、減免しない。	減免しない	減免しない	免除	—	—	免除	条例第13条第2号から第5号に該当するとき。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は、減免しない。	減免しない	減免しない	免除	—	—	免除
条例第9条第6号に該当するとき。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は、減免しない。	—	—	—	100分の50免除（ただし、引き続き翌日も使用するために閉鎖した状態で使用する場合は100分の100免除）	100分の50免除	—	条例第13条第6号に該当するとき。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は、減免しない。	—	—	—	100分の50免除（ただし、引き続き翌日も使用するために閉鎖した状態で使用する場合は100分の100免除）	100分の50免除	—
条例第9条第7号に該当するとき。	—	—	—	—	—	免除	条例第13条第7号に該当するとき。	—	—	—	—	—	免除
条例第9条第8号に該当するとき。	—	100分の50免除	—	—	—	—	条例第13条第8号に該当するとき。	—	100分の50免除	—	—	—	—
(略)							(略)						

備考 減免後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 条例第9条第2号から第6号の規定により料金の減免を受けようとする者は、教育委員会に減免を受けられることを証明する書面等を提示し、確認を受けなければなら

備考 減免後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 条例第13条第2号から第6号の規定により料金の減免を受けようとする者は、教育委員会に減免を受けられることを証明する書面等を提示し、確認を受けなければなら

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第10条ただし書の規定に基づき次の基準により使用料を還付するものとする。</p>	<p>ない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第14条ただし書の規定に基づき次の基準により使用料を還付するものとする。</p>
(略)	(略)
備考 還付する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。	備考 還付する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 条例第5条第1項の規定により、教育委員会が使用許可を取消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させるときは、二宮町生涯学習センター使用許可取消・中止・変更決定通知書(第5号様式)を使用者に交付する。</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 条例第9条第1項の規定により、教育委員会が使用許可を取消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させるときは、二宮町生涯学習センター使用許可取消・中止・変更決定通知書(第5号様式)を使用者に交付する。</p>
	<p>(生涯学習センター運営審議会)</p> <p>第14条 条例第3条の規定による二宮町生涯学習センター運営審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。</p> <p>3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務にあたる。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>5 条例第5条の規定による委員の委嘱に当たっては、二宮町社会教育委員条例(昭和33年条例第25号)で設置する社会教育委員をもって、これに充てることできる。</p> <p>(会議)</p> <p>第15条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 会長は、会議の議長となる。</p> <p>3 議事は委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決する。</p>
<p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第16条 (略)</p>

議案第 18 号

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

学校教育法及び、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規則を改めるため提案する。

議案第 19 号

二宮町学校運営協議会規則の制定について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

町立小・中学校に学校運営協議会を設置するため、必要な事項を定めるため、提案する。

議案第 20 号

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要な事項を改めるため提案する。

議案第 21 号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の改正に伴い、必要な事項を改めるため提案する。

議案第 22 号

二宮町社会教育委員条例施行規則の制定について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町社会教育委員条例の施行あたり必要な事項を定めるため、提案する。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(利用の申請)

第3条 条例第3条の規定により体育施設を利用しようとするものは、次の各号に定める期日までに利用申請書(第1号様式)を二宮町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 町営山西プール、二宮町立体育館、二宮町民運動場及び二宮町民温水プールを利用しようとするものは、利用期日の属する2か月前の1日から利用期日前5日までに利用申請書を提出しなければならない。
- (2) 二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコートを利用しようとするものは、利用期日の属する月の1か月前から利用期日までに利用申請書を提出しなければならない。
- (3) その他教育委員会が認める期日。

2 条例第2条の体育施設の利用申請書の受付時間は、次の各号に定める時間とする。

- (1) 二宮町立体育館及び二宮町民温水プールの受付時間は、条例第5条に定める利用時間の終了30分前とする。
- (2) 二宮町民運動場の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 町営山西プール、二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコートの受付時間は、二宮町生涯学習センター設置及び管理に関する条例(平成12年二宮町条例第6号)第6条に定める二宮町生涯学習センターの休館日を除く、午前9時から午後5時までとする。

第4条第2項中「交付を受けなければならない」を「交付を受けることで承認されたものとみなす」に改める。

第6条第2項中「別表第3中」を「別表第3の2中」に改める。

第9条に次の2項を加える。

- 2 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付することができる場合は、年間パスポート購入者、かつ、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 災害等により、1月以上継続して利用できないとき。
- (2) 施設閉鎖等使用者の責に帰することのできない理由により、1月以上継続して利用できないとき。
- (3) その他教育委員会が特別に認めるとき。

3 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる金額は、条例第6条第1項に規定する金額を12で除した金額に、使用に供することができなかった月数を乗じて得た金額とする。ただし、1月に満たない日数は、切り捨てるものとする。

第11条第6号中「トレーニングルーム」を「二宮町立体育館トレーニングルーム」に改め、「多目的ルーム」を削る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 (第3条関係)

二宮町体育施設利用申請書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

申請者 住 所
 団体名
 氏 名
 電 話

次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。

付属用紙有

利 用 目 的					
利 用 日		年 月 日 (曜 日)			
利 用 人 数		男 人 ・ 女 人 計 人 (町 内 人 町 外 人)			
施設名		区分	使 用 時 間	付 属 設 備	使用料
テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングルス)		時～ 時	<input type="checkbox"/> テニス用具 <input type="checkbox"/> その他	円
	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)				
二宮町立体育館	<input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)		時～ 時	<input type="checkbox"/> バスケットボール用具 <input type="checkbox"/> バレーボール用具	円
	<input type="checkbox"/> 多目的室		時～ 時	<input type="checkbox"/> バドミントン用具 <input type="checkbox"/> 体操用具	円
	<input type="checkbox"/> 会議室		時～ 時	<input type="checkbox"/> 卓球用具 <input type="checkbox"/> その他 ()	円
二宮町民運動場	<input type="checkbox"/> グラウンド		時～ 時	<input type="checkbox"/> 野球用具 <input type="checkbox"/> サッカー用具 <input type="checkbox"/> その他 ()	円
	<input type="checkbox"/> 照明施設		時～ 時	<input type="checkbox"/> 全 部 点 灯	円
				<input type="checkbox"/> 7 割 点 灯	円
プールの	<input type="checkbox"/> 山西プール (1コース・全コース)		時～ 時	<input type="checkbox"/> 水泳用具 <input type="checkbox"/> その他	円
	<input type="checkbox"/> 温水プール (1コース・全コース・ 幼児用・多目的ルーム)				
使 用 料 計				円	
備考					

上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。

使	合計施設使用料	円	申	<input type="checkbox"/> 条例施行規則第7条第1項第 号に該当する
---	---------	---	---	---

用 料	減 免 額	円	請 理 由	ため免除を申請
	減免後使用料	円		<input type="checkbox"/> 条例施行規則第7条第2項第 号に該当する ため減額を申請

(注) 1 の欄は該当するものにレ印を記入して下さい。

(付属)

二宮町体育施設利用申請書

(付属用紙)

申請者 団体名

氏 名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
合 計				円	円
減 免 後 使 用 料					円

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第9条関係）

二宮町体育施設使用料還付申請書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

次のとおり二宮町体育施設使用料の還付を申請します。

有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 施 設	
還 付 理 由	
還 付 申 請 額	

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	No. 二宮町立体育館入場券 大人・子ども 入場料 円 入場年月日 入場時間 : (本券で2時間の入場ができます。)
No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	No. 二宮町民運動場入場券 大人・子ども 入場料 円 入場年月日
No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	No. 町営山西プール入場券 大人・子ども 入場料 円 入場年月日

No.	年 月 日			No.	年 月 日
プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール		キ リ ト リ		プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	

No.	年 月 日			No.	年 月 日
プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール		キ リ ト リ		プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	

No.	年 月 日		No.	年 月 日
プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール		キ リ ト リ	プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	

No . . プール入場券 大人 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	No . . プール入場券 大人 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール
No . . プール入場券 子ども 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	No . . プール入場券 子ども 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール

第6号様式を次のように改める

第6号様式（第6条関係）

表

二宮町立体育館トレーニングルーム 年間パスポート No. <input type="text"/>		
写 真	<input type="text"/>	迄 様
	<input type="text"/>	
二宮町教育委員会		印

裏

◆ご利用上の注意◆	
◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間 同面に記載のご本人様1名が利用できます。	
◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示 ください。	
◆ 本券の払い戻しはいたしません。	
発行	

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第6条関係）

表

二宮町民温水プール 年間パスポート No. <input type="text"/>	
写 真	1 8 8 8 日 迄
	月
<input type="text"/>	
二宮町教育委員会	印

裏

◆ご利用上の注意◆	
◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間 同面に記載のご本人様1名が利用できます。	
◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示 ください。	
◆ 本券の払い戻しはいたしません。	
発行	

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第3条に規定する利用の申請その他の改正後の規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用の申請)</p> <p>第3条 <u>条例第3条の規定により体育施設を利用しようとするものは、次の各号に定める期日までに利用申請書(第1号)を二宮町教育委員会(「教育委員会」)に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>町営山西プール、二宮町立体育館、二宮町民運動場及び二宮町民温水プールを利用しようとするものは、利用期日の属する2か月前の1日から利用期日前5日までに利用申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコートを利用しようとするものは、利用期日の属する月の1か月前から利用期日までに申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が認める期日。</u></p> <p>2 <u>条例第2条の体育施設の利用申請書の受付時間は、次の各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>二宮町立体育館及び二宮町民温水プールの受付時間は、条例第5条に定める利用時間の終了30分前とする。</u></p> <p>(2) <u>二宮町民運動場の受付時間は、午前9時から午後5時とする。</u></p> <p>(3) <u>町営山西プール、二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコートの受付時間は、二宮町生涯学習センター設置及び管理に関する条例(平成12年二宮町条例第6号)第6条に定める二宮町生涯学習センターの休館日を除く、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 一般利用をしようとするものは、<u>条例第6条第3項の規定に基づく入場券及び同条第4項に基づく利用券の交付を受けることで承認されたものとみなす</u></p> <p>(利用券等の提示)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>条例第6条別表第3の2中、年間パスポート(第6号様式又は第7号様式)を購入した一般利用者は、利用の際係員に提示してから利用しなければならない。</u></p>	<p>(利用の申請)</p> <p>第3条 <u>条例第3条の規定により体育施設を利用(テニスコート以外の一般利用を除く。)しようとするものは、利用期日の属する月の2か月前の1日から利用期日前5日までに利用申請書(第1号様式)を二宮町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。ただし、テニスコートを利用しようとする者は、利用期日の属する1か月前から利用期日までに利用申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。なお、教育委員会が認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 <u>条例第2条の体育施設の利用申請書の受付時間は、条例第5条別表2に定める利用時間の終了30分前とする。ただし、二宮町民運動場の受付時間は午前9時から午後5時、テニスコートの受付時間は、二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成12年二宮町条例第6号)第10条に定める二宮町生涯学習センターの休館日を除く、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 一般利用をしようとするものは、<u>条例第6条第3項の規定に基づく入場券及び同条第4項に基づく利用券の交付を受けなければならない</u></p> <p>(利用券等の提示)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>条例第6条別表第3中、年間パスポート(第6号様式又は第7号様式)を購入した一般利用者は、利用の際係員に提示してから利用しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付することができる場合は、年間パスポート購入者かつ次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 災害等により、1月以上継続して利用できないとき。</p> <p>(2) 施設閉鎖等使用者の責に帰することのできない理由により、1月以上継続して利用できないとき。</p> <p>(3) その他教育委員会が特別に認めるとき。</p> <p>3 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる金額は、条例第6条第1項に規定する金額を12で除した金額に使用に供することができなかつた月数を乗じた金額とする。ただし、1月に満たない日数は、切り捨てるものとする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>二宮町立体育館トレーニングルーム</u>の利用者は、高校生以上とする。</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>トレーニングルーム、多目的ルーム</u>の利用者は、高校生以上とする</p>

改正後	改正前																																																																										
<p>第1号様式</p> <p style="text-align: center;">二宮町体育施設利用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;"> 団体名</p> <p style="text-align: right;"> 氏 名</p> <p style="text-align: right;"> 電 話</p> <p>次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。 付属用紙有 <input type="checkbox"/></p>	<p>第1号様式</p> <p style="text-align: center;">二宮町体育施設利用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;"> 団体名</p> <p style="text-align: right;"> 氏 名</p> <p style="text-align: right;"> 電 話</p> <p>次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。 付属用紙有 <input type="checkbox"/></p>																																																																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">利用目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日 (曜日)</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td colspan="3">男 人 ・ 女 人 計 人 (町内 人 町外 人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">使用時間</td> <td style="text-align: center;">付 属 設 備</td> <td style="text-align: center;">使用料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">テニスコート</td> <td><input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングル)</td> <td rowspan="2"> <input type="checkbox"/> テニス用具 <input type="checkbox"/> その他 </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">一宮町立体育館</td> <td><input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)</td> <td rowspan="3"> <input type="checkbox"/> バスケットボール用具 <input type="checkbox"/> バレーボール用具 <input type="checkbox"/> バドミントン用具 <input type="checkbox"/> 体操用具 <input type="checkbox"/> 卓球用具 <input type="checkbox"/> その他 () </td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 多目的室</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 会議室</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">一宮町民運動場</td> <td><input type="checkbox"/> グラウンド</td> <td rowspan="3"> <input type="checkbox"/> 野球用具 <input type="checkbox"/> サッカー用具 <input type="checkbox"/> その他 () </td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 照明施設</td> <td><input type="checkbox"/> 全 部 点 灯</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7 割 点 灯</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 6 割 点 灯</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	利用目的				利用日	年 月 日 (曜日)			利用人数	男 人 ・ 女 人 計 人 (町内 人 町外 人)			区分	使用時間	付 属 設 備	使用料	テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングル)	<input type="checkbox"/> テニス用具 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)	一宮町立体育館	<input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)	<input type="checkbox"/> バスケットボール用具 <input type="checkbox"/> バレーボール用具 <input type="checkbox"/> バドミントン用具 <input type="checkbox"/> 体操用具 <input type="checkbox"/> 卓球用具 <input type="checkbox"/> その他 ()	円	<input type="checkbox"/> 多目的室	円	<input type="checkbox"/> 会議室	円	一宮町民運動場	<input type="checkbox"/> グラウンド	<input type="checkbox"/> 野球用具 <input type="checkbox"/> サッカー用具 <input type="checkbox"/> その他 ()	円	<input type="checkbox"/> 照明施設	<input type="checkbox"/> 全 部 点 灯	円	<input type="checkbox"/> 7 割 点 灯	円		<input type="checkbox"/> 6 割 点 灯	円	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">利用目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日 (曜日)</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td colspan="3">男 人 ・ 女 人 計 人 (町内 人 町外 人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">使用時間</td> <td style="text-align: center;">付 属 設 備</td> <td style="text-align: center;">使用料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">テニスコート</td> <td><input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングル)</td> <td rowspan="2"> <input type="checkbox"/> テニス用具 <input type="checkbox"/> その他 </td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">二宮町立体育館</td> <td><input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)</td> <td rowspan="3"> <input type="checkbox"/> バスケットボール用具 <input type="checkbox"/> バレーボール用具 <input type="checkbox"/> バドミントン用具 <input type="checkbox"/> 体操用具 <input type="checkbox"/> 卓球用具 <input type="checkbox"/> その他 () </td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 多目的室</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 会議室</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">二宮町民運</td> <td><input type="checkbox"/> グラウンド</td> <td rowspan="2"> <input type="checkbox"/> 野球用具 <input type="checkbox"/> サッカー用具 <input type="checkbox"/> その他 () </td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	利用目的				利用日	年 月 日 (曜日)			利用人数	男 人 ・ 女 人 計 人 (町内 人 町外 人)			区分	使用時間	付 属 設 備	使用料	テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングル)	<input type="checkbox"/> テニス用具 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)	二宮町立体育館	<input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)	<input type="checkbox"/> バスケットボール用具 <input type="checkbox"/> バレーボール用具 <input type="checkbox"/> バドミントン用具 <input type="checkbox"/> 体操用具 <input type="checkbox"/> 卓球用具 <input type="checkbox"/> その他 ()	円	<input type="checkbox"/> 多目的室	円	<input type="checkbox"/> 会議室	円	二宮町民運	<input type="checkbox"/> グラウンド	<input type="checkbox"/> 野球用具 <input type="checkbox"/> サッカー用具 <input type="checkbox"/> その他 ()	円
利用目的																																																																											
利用日	年 月 日 (曜日)																																																																										
利用人数	男 人 ・ 女 人 計 人 (町内 人 町外 人)																																																																										
区分	使用時間	付 属 設 備	使用料																																																																								
テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングル)	<input type="checkbox"/> テニス用具 <input type="checkbox"/> その他	円																																																																								
	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)																																																																										
一宮町立体育館	<input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)	<input type="checkbox"/> バスケットボール用具 <input type="checkbox"/> バレーボール用具 <input type="checkbox"/> バドミントン用具 <input type="checkbox"/> 体操用具 <input type="checkbox"/> 卓球用具 <input type="checkbox"/> その他 ()	円																																																																								
	<input type="checkbox"/> 多目的室		円																																																																								
	<input type="checkbox"/> 会議室		円																																																																								
一宮町民運動場	<input type="checkbox"/> グラウンド	<input type="checkbox"/> 野球用具 <input type="checkbox"/> サッカー用具 <input type="checkbox"/> その他 ()	円																																																																								
	<input type="checkbox"/> 照明施設		<input type="checkbox"/> 全 部 点 灯	円																																																																							
			<input type="checkbox"/> 7 割 点 灯	円																																																																							
	<input type="checkbox"/> 6 割 点 灯	円																																																																									
利用目的																																																																											
利用日	年 月 日 (曜日)																																																																										
利用人数	男 人 ・ 女 人 計 人 (町内 人 町外 人)																																																																										
区分	使用時間	付 属 設 備	使用料																																																																								
テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングル)	<input type="checkbox"/> テニス用具 <input type="checkbox"/> その他	円																																																																								
	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)																																																																										
二宮町立体育館	<input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)	<input type="checkbox"/> バスケットボール用具 <input type="checkbox"/> バレーボール用具 <input type="checkbox"/> バドミントン用具 <input type="checkbox"/> 体操用具 <input type="checkbox"/> 卓球用具 <input type="checkbox"/> その他 ()	円																																																																								
	<input type="checkbox"/> 多目的室		円																																																																								
	<input type="checkbox"/> 会議室		円																																																																								
二宮町民運	<input type="checkbox"/> グラウンド	<input type="checkbox"/> 野球用具 <input type="checkbox"/> サッカー用具 <input type="checkbox"/> その他 ()	円																																																																								

改正後

プール	<input type="checkbox"/> 山西プール (1コース・ 全コース)	時～ 時	<input type="checkbox"/> 水泳用具 <input type="checkbox"/> その他	円
	<input type="checkbox"/> 温水プール (1コース・全 コース・幼児 用・多目的ル ーム)			
使 用 料 計				円
備考				

上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用料	合計施設使用料	円	申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 条例施行規則第7条第1項第 号に該 当するため免除を申請 <input type="checkbox"/> 条例施行規則第7条第2項第 号に該 当するため減額を申請
	減 免 額	円		
	減免後使用料	円		

(注) 1 の欄は該当するものにレ印を記入して下さい。

改正前

照明施設	時～ 時	<input type="checkbox"/> 全部点灯	円
		<input type="checkbox"/> 7割点灯	円
		<input type="checkbox"/> 6割点灯	円
プール	時～ 時	<input type="checkbox"/> 山西プール	円
		<input type="checkbox"/> 温水プール	
使 用 料 計			円
備考			

上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用料	合計施設使用料	円	申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 条例施行規則第7条第1項第 号に該 当するため免除を申請 <input type="checkbox"/> 条例施行規則第7条第2項第 号に該 当するため減額を申請
	減 免 額	円		
	減免後使用料	円		

(注) 1 の欄は該当するものにレ印を記入して下さい。

改正後

改正前

(付属)

(付属)

二宮町体育施設利用申請書
(付属用紙)

二宮町体育施設利用申請書
(付属用紙)

申請者 団体名

申請者 団体名

氏名

氏名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円

改正後

日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
合 計				円	円
減 免 後 使 用 料					円

改正前

日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
合 計				円	円
減 免 後 使 用 料					円

改正後	改正前																		
<p style="text-align: center;">第3号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">二宮町体育施設使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">二宮町教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり二宮町体育施設使用料の還付を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">有 効 期 間</td> <td>年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>利 用 施 設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 申 請 額</td> <td></td> </tr> </table>	有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	利 用 施 設		還 付 理 由		還 付 申 請 額		<p style="text-align: center;">第3号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">二宮町体育施設使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">二宮町教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり二宮町体育施設使用料の還付を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">利 用 目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 日 時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 後</td> </tr> <tr> <td>利 用 施 設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 附 属 設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 理 由</td> <td></td> </tr> </table>	利 用 目 的		利 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 後	利 用 施 設		利 用 附 属 設 備		還 付 理 由	
有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日																		
利 用 施 設																			
還 付 理 由																			
還 付 申 請 額																			
利 用 目 的																			
利 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 後																		
利 用 施 設																			
利 用 附 属 設 備																			
還 付 理 由																			

改正後	改正前				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1191 229 1462 352">既納使用料納入日</td> <td data-bbox="1462 229 2067 352">年 月 日 納入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 352 1462 480">還 付 申 請 額</td> <td data-bbox="1462 352 2067 480"></td> </tr> </table>	既納使用料納入日	年 月 日 納入	還 付 申 請 額	
既納使用料納入日	年 月 日 納入				
還 付 申 請 額					

改正後				改正前			
第4号様式 (第6条関係)				第4号様式 (第6条関係)			
No.	キ	二宮町立体育館入場券	No.	No.	キ	二宮町立体育館入場券	No.
二宮町立体育館入場券控	リ	大人・子ども	大人・子ども	二宮町立体育館入場券控	リ	大人・子ども	大人・子ども
入場料	円	入場料	円	入場料	円	入場料	円
発行年月日	リ	入場年月日	入場時間	発行年月日	リ	入場年月日	入場時間
		(本券で2時間の入場ができます。)				(本券で2時間の入場ができます。)	
No.	キ	二宮町民運動場入場券	No.	No.	キ	二宮町民運動場入場券	No.
二宮町民運動場入場券控	リ	大人・子ども	大人・子ども	二宮町民運動場入場券控	リ	大人・子ども	大人・子ども
入場料	円	入場料	円	入場料	円	入場料	円
発行年月日	リ	入場年月日		発行年月日	リ	入場年月日	
No.	キ	町営山西プール入場券	No.	No.	キ	町営山西プール入場券	No.
町営山西プール入場券控	リ	大人・子ども	大人・子ども	町営山西プール入場券控	リ	大人・子ども	大人・子ども
入場料	円	入場料	円	入場料	円	入場料	円
発行年月日	リ	入場年月日		発行年月日	リ	入場年月日	
No.	キ	No.	年 月 日	No.	キ	No.	年 月 日
プール入場券 大人障がい者	リ	プール入場券 大人障がい者	1人1回当日限り有効	プール入場券 大人障がい者	リ	プール入場券 大人障がい者	1人1回当日限り有効
1人1回当日限り有効	円	1人1回当日限り有効	円	1人1回当日限り有効	円	1人1回当日限り有効	円
二宮町民温水プール	リ	二宮町民温水プール		二宮町民温水プール	取	二宮町民温水プール	
					り		

改正後				改正前			
No.	年 月 日	キ リ ト リ	No.	年 月 日	切 り 取 り	No.	年 月 日
プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール			プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール			プール入場券 おとな障がい者付添い者 者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	
No.	年 月 日	キ リ ト リ	No.	年 月 日	切 り 取 り	No.	年 月 日
プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール			プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール			プール入場券 こども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	
No.	年 月 日	切 り 取 り	No.	年 月 日	切 り 取 り	No.	年 月 日
トレーニングルーム入場券おとな障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール			トレーニングルーム入場券おとな障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール			トレーニングルーム入場券おとな障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	

改正後			改正前				
No . .	キ	No . .	No.	年 月 日	切	No.	年 月 日
プール入場券 大人	リ	プール入場券 大人	トレーニングループ入場券おとな障がい者		り	トレーニングループ入場券おとな障がい者	
1人1回当日限り有効	ト	1人1回当日限り有効	付添い		取	付添い	
円		円	1人1回当日限り有効		り	1人1回当日限り有効	
二宮町民温水プール	リ	二宮町民温水プール	円			円	
			二宮町民温水プール			二宮町民温水プール	
No . .	キ	No . .	No		切	No	
プール入場券 子ども	リ	プール入場券 子ども	プール入場券 おとな		り	プール入場券 おとな	
1人1回当日限り有効	ト	1人1回当日限り有効	1人1回当日限り有効		取	1人1回当日限り有効	
円		円	: ¥ —		り	: ¥ —	
二宮町民温水プール	リ	二宮町民温水プール	二宮町民温水プール			二宮町民温水プール	
No . .		No . .	No		切	No	
プール入場券 こども		プール入場券 こども	プール入場券 こども		り	プール入場券 こども	
1人1回当日限り有効		1人1回当日限り有効	1人1回当日限り有効		取	1人1回当日限り有効	
: ¥ —		: ¥ —	: ¥ —		り	: ¥ —	
二宮町民温水プール		二宮町民温水プール	二宮町民温水プール			二宮町民温水プール	

改正後	改正前			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1191 229 1597 496"> No . . 多目的ルーム 入場券 1人1回当日限り有効 : ¥ — 二宮町民温水プール </td> <td data-bbox="1597 229 1653 496"> 切り 取り 取 り </td> <td data-bbox="1653 229 2130 496"> No . . 多目的ルーム 入場券 1人1回当日限り有効 : ¥ — 二宮町民温水プール </td> </tr> </table>	No . . 多目的ルーム 入場券 1人1回当日限り有効 : ¥ — 二宮町民温水プール	切り 取り 取 り	No . . 多目的ルーム 入場券 1人1回当日限り有効 : ¥ — 二宮町民温水プール
No . . 多目的ルーム 入場券 1人1回当日限り有効 : ¥ — 二宮町民温水プール	切り 取り 取 り	No . . 多目的ルーム 入場券 1人1回当日限り有効 : ¥ — 二宮町民温水プール		

改正後

第6号様式（第6条関係）

表

二宮町立体育館トレーニングルーム 年間パスポート No. <input type="text"/>	
写 真	迄 様
二宮町教育委員会 印	

裏

◆ご利用上の注意◆

- ◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間
同面に記載のご本人様1名が利用できます。
- ◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示
ください。
- ◆ 本券の払い戻しはいたしません。

発行

改正前

第6号様式（第6条関係）

表

二宮町立体育館		トレーニングルーム年間パスポート
町民温水プール		
写真		No.
		発行 年 月 日迄 様
二宮町教育委員会		印

裏

ご利用上の注意

- 1 パスポートは、記載されている有効期間中ご本人様1名が利用できます。
- 2 ご利用の際は年間パスポートを係員にはっきりとご提示ください。
- 3 ご利用は1回2時間以内です。延長の場合は再受付をしてください。
- 4 本券の払い戻しはいたしませんので、ご注意ください。

改正後

第7号様式 (第6条関係)

表

二宮町民温水プール 年間パスポート No. 	
写 真	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">18</div> <div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">月</div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">88</div> <div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">日</div>
迄 様	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>	
二宮町教育委員会	印

裏

◆ご利用上の注意◆	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間 同面に記載のご本人様1名が利用できます。 ◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示 ください。 ◆ 本券の払い戻しはいたしません。 	
発行	

改正前

第7号様式 (第6条関係)

表

町民温水プール		プール年間パスポート No. . . 年 月 日 発行 様	
大人・子ども			
写真			
		二宮町教育委員会 印	

裏

ご利用上の注意	
<ol style="list-style-type: none"> 1 パスポートは、記載されている有効期間中ご本人様1名が利用できま す。 2 ご利用の際は年間パスポートを係員にはっきりとご提示ください。 3 本券の払い戻しはいたしませんので、ご注意ください。 	

改正後	改正前

改正後

改正前

二宮町民温水プール 年間パスポート No.

写 18 月 88 日 迄
真 様

二宮町教育委員会 印

裏

◆ご利用上の注意◆

- ◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間
同面に記載のご本人様1名が利用できます。
- ◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示
ください。
- ◆ 本券の払い戻しはいたしません。

発行

二宮町社会教育委員条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、二宮町社会教育委員条例（昭和33年二宮町条例第25号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員の会議（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、任期は、2年とする。

3 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条及び第17条に規定するもののほか、次の事項を所掌する。

(1) 二宮町生涯学習センターの運営について意見を述べること。

(2) その他社会教育に関すること。

(委員会の定足数及び議決)

第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 22 号

二宮町社会教育委員条例施行規則の制定について

平成 30 年 3 月 23 日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

二宮町社会教育委員条例の施行あたり必要な事項を定めるため、提案する。

「二宮町いじめ防止基本方針」の改定の概要について

1 改定の趣旨

- (1) 国・県の基本方針の改定内容を反映させる。
- (2) いじめ防止対策推進法に基づき、町の基本方針を策定して2年が経過した。この間のいじめ防止の取組状況を踏まえ、必要な改定を行う。

2 改定のポイント

(1) いじめの理解の促進

- けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とする。
- いじめ「解消」の定義を明確化し、解消までの継続的な支援を徹底する。

(2) 学校の組織的対応の強化

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が組織として一貫したものとなることを明確化する。
- いじめ防止の取り組みを学校の評価に位置付け、目標の達成状況を評価する。
- いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。

(3) 教職員がいじめの防止に取り組める環境の整備

- 教員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図る。

(4) 児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底

- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒について、当該児童・生徒への適切な支援や、保護者との連携、周囲の児童・生徒への指導の必要性を示す。

(5) 家庭・地域との連携強化

- いじめに係る状況や対策について、家庭への情報提供の充実に努めるとともに、学校運営協議会や学校評議員などを通じて、学校から地域に対する情報提供を進める。

(6) 重大事態への対応強化

- 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。
- 調査結果の公表については、いじめを受けた児童・生徒およびその保護者の意向等を踏まえて行う。

二宮町いじめ防止基本方針

二 宮 町
二宮町教育委員会
平成 28 年 3 月

(平成 30 年 3 月改定)

<目 次>

I	はじめに	1
II	基本的な考え方	2
	1 いじめの定義	
	2 いじめに対する基本認識	
	3 いじめ対策の基本理念	
	4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方	
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめの早期対応	
	(4) いじめの解消	
	(5) 家庭との連携	
	(6) 地域との連携	
	(7) 関係機関との連携	
III	基本的施策・措置	7
	1 二宮町が実施する施策	
	(1) 財政上の措置等	
	(2) 通報・相談体制の整備	
	(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携	
	(4) 人材の確保及び資質の向上	
	(5) いじめの防止等のための調査研究の推進等	
	(6) いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動	
	(7) 基本方針の内容の点検と見直し	
	2 二宮町教育委員会が実施する措置	
	(1) いじめの防止対策	

- (2) いじめの早期発見のための措置
- (3) 家庭との連携
- (4) 地域との連携
- (5) 関係機関との連携
- (6) いじめの防止等に関する措置
- (7) 学校評価における留意事項

3 学校が実施する措置

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの未然防止対策
- (3) いじめの早期発見のための措置
- (4) 家庭との連携
- (6) 地域との連携
- (7) 関係機関との連携
- (8) いじめの解決に向けた措置
- (9) 学校評価における留意事項

IV 重大事態への対処 14

1 いじめの重大事態

2 二宮町教育委員会又は学校による対処

- (1) 事実関係を明確にするための調査
- (2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (3) 調査結果の報告
- (4) 調査結果の公表

V いじめ防止等を推進する体制 16

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

2 二宮町いじめ問題対策連絡協議会

3 いじめの重大事態発生時の対応

I はじめに

二宮町では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等と協力しながら取り組んできました。

しかし、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化しており、また、これまで顕在化していなかったインターネット上のいじめ等新たな課題が生じてきました。そうした中で、「いじめを絶対に許さない」という視点からのさらなる施策の推進と学校、家庭、地域との協働がますます必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成 25 年 9 月には「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第 12 条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。これを受けて神奈川県でも、『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」という）が策定されました。

今般、法の施行から 4 年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という）が改定されたことから、その内容を反映させるため県の基本方針が改定されました。

これらを受けて二宮町では、二宮の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、二宮町におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この『二宮町いじめ防止基本方針』（以下「町の基本方針」という）を改定することとしました。

各学校は、「児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべていじめである」と捉えており、「いじめを絶対に許さない」という認識のもと、日頃から全教職員がいじめの態様や特質について、校内研修や職員会議等で共通理解し、いじめの実態把握、未然防止を図っています。また各学校ではすべての教育活動において、命を大切にする豊かな心を育むとともに心が通い合うコミュニケーションができる力を養う実践を積み重ねています。

このたび「二宮町いじめ防止基本方針」改定を機に、あらためて学校、家庭、地域が日頃から温かい思いで児童・生徒に接し、行動に対して細心の注意を払い、児童・生徒の立場に立ちその声に耳を傾けようと心掛けること、そして「いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうる」ことを肝に銘じ、いじめを二宮町全体で徹底して根絶していくことを決意したいと思います。

Ⅱ 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、『児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの』をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こり得るもので、とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものです。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた所属集団の構造上の問題でもあります。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるという認識が必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあることを忘れてはなりません。

3 いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要です。その上で、いじめ防止のための基本理念として、次の5つを掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、二宮町全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、町、県および国が連携して取り組みます。
- 学校は、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止に取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、子どもに対し自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめを行わない心を育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめはいじめた者・いじめられた者という個人の問題にとどまらず、それを傍観する者にも関わるという点で集団の問題であるという認識を持ち、子どもたちが主体的にいじめを許さないより良い集団作りができるよう指導・支援をします。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

(1) いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、人権を尊重し、子どもの発達段階に応じた道徳心や規範意識を高める指導を通じて、“いのちを大切にしているところ”や“他者を尊重し、多様性を認め合い思いやる力”を育むことが重要です。
- 子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、子どもを取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。

- 子どもたちが、いじめは自分たちの所属する集団の問題であるという認識を持ち、主体的により良い集団づくりに向かうよう指導・支援することが重要です。
- いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学校生活や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
- 子どもたちが、自分の存在が認められ、大切にされていることを意識できるよう、大人たちは家庭や地域において、子どもたちの成長に関心を持ち、家族や大人たちとふれあう機会を充実させることが大切です。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、学校で教職員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は例えけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることを想定して、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応することが大切です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、地域、家庭をはじめ町民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけなくてはなりません。

(3) いじめの早期対応

- いじめには、チームで組織的に対応することが基本になります。学校においては校長、教頭、総括教諭、学級担任、児童・生徒指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の教員が孤立したり、情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かく対応をしていくことが重要になります。
- いじめが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を速やかに確保し、いじめたとされる児童・生徒や周囲の児童・生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導することが必要です。
- 特に、暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童・生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、迅速な対応が求められます。

(4) いじめの解消

- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然とした態度で適切に指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめにあたると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、より良い学校生活が営めるよう助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての児童・生徒に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持たせる一方、いじめをしないようしっかり指導します。
- 学級担任や委員会活動、部活動の担当教員等は、学級や委員会、部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

(5) 家庭との連携

- 子どもたち一人ひとりに、発達段階に応じた道徳心や規範意識などを身に付けさせるために、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むための取り組みを、学校での教育活動だけでなく、家庭と連携が大切です。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決しなければなりません。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 地域との連携

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくありません。
- いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ地域の大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから地域において存在を認められることも重要です。
- 地域社会全体で子どもたちを見守るために、学校がPTAや地域住民、関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要です。

(7) 関係機関との連携

- いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合や、地域の青少年育成団体等の協力を得ることが有効な場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処することが必要です。
- 町と関係機関、学校と関係機関担当者との情報交換や連絡会議の開催など、平素から情報共有体制を構築しておく必要があります。

Ⅲ 基本的施策・措置

1 二宮町が実施する施策

(1) 財政上の措置等（法第 10 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 国および県に、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう求めます。

(2) 通報・相談体制の整備（法第 16 条第 2 項関係）

- 児童・生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する通報・相談を受け付ける体制の整備を図ります。
- 県および町が設置しているいじめに関する通報・相談窓口の周知に努めるとともに、県と町相互の連携が円滑に進むよう努めます。

(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第 17 条関係）

- 「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」を設置して、各学校が児童相談所・警察等の関係機関や地域との連携に基づいて効果的にいじめ事案に対処する取り組みが円滑に進むことを支援します。
- 未然防止につながる「非行防止教室」の開催や学校警察連携制度を有効に活用するなどして、学校と所轄警察署間の日頃からの連携に努めます。
- 家庭や地域で子どもたちを見守るために、学校と P T A や地域、民生委員・児童委員等との連携が進むよう、学校と連携し、開かれた学校づくりに向けた取り組みを進めます。
- 保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭を支援します。

(4) 人材の確保及び資質の向上（法第 18 条第 1 項関係）

- いじめの相談に対応するため心理や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図ります。
- これまでに蓄積してきたノウハウや、新たな調査・研究によって開発したメソッドを活用して、研修事業を充実させることで、いじめ問題に適切に対処できる人材の育成と、教職員の資質の向上を図ります。

(5) いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第 20 条関係）

- 二宮町教育研究所を中心に国立教育政策研究所や県立総合教育センター等の調査・研究機能を活用するなどして、いじめの防止等のための実践事例や、いじめの早期発見のための具体的な対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで、各学校での取り組みを支援します。

(6) いじめの防止等に向けた広報・啓発活動（法第 21 条関係）

- 町は、いじめ問題は社会全体の課題という意識を家庭や地域など子どもに関わるすべての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。

(7) 基本方針の内容の点検と見直し

- 町の基本方針に位置付けた施策・措置の取り組み状況については、年度ごとに、学校を取り巻く社会情勢や学校の状況を踏まえ、「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」における意見交換等を経て、方針が適切であるか点検するとともに、国や県の動向を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

2 二宮町教育委員会が実施する措置

(1) いじめの防止対策（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- いじめにつながらないよう「いのち」を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳心を身に付けるため学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る教材やリーフレットの作成等の支援を行います。また、いじめを許さない集団づくりのための特別活動の充実に向けた取り組みを行います。
- 様々な人々との関わりの中で、社会性や豊かな人間性を育むために行う、地域交流や職業体験、ボランティア活動等の体験活動を充実するために必要な情報等を提供します。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを支援するための取り組みを進めます。
- ソーシャルネットワークサービス（SNS）をはじめとするインターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）を防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業等との連携による携帯電話教室の開催やリーフレットの配布等により、必要な啓発活動を行います。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善に向けた支援に努めます。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 当該学校に在籍する児童・生徒に対する定期的な調査状況を把握し、いじめの早期発見に資するために、問題行動等調査やいじめ問題に係る点検・調査等を実施します。
- 当該学校の児童・生徒や保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことが

できるよう、スクールソーシャルワーカー（SSW）、臨床心理士等の専門家の配置、関係機関との連携等の教育相談体制の充実を図るとともに、これらの体制についての周知に努めます。

- 当該学校の教職員に対して、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施や資質能力の向上に向けた必要な措置を行います。

(3) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- 児童・生徒の保護者に対して、いじめの心身に及ぼす影響やいじめに関する相談制度または救済制度等について、必要な情報のさらなる周知に努めます。
- PTA活動を通しいじめ問題に関わる取り組みを推進させるため、PTAや学校関係者が協議、連携することの重要性を伝える啓発活動の充実に努めます。

(4) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域で子どもたちを見守るために、地域、民生委員・児童委員等との連携が進むよう、学校と連携し、開かれた学校づくりに向けた取り組みを進めます。
- 学校が、いじめに係る状況及び対策について、学校運営協議会や学校評議員委員会に情報を提供し、連携・協働による取り組みを進めることができるよう支援します。

(5) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力、連携を促進します。
- 非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、学校警察連携制度を有効に活用しながら対応します。

(6) いじめの防止等に関する措置（法第 24 条、26 条、27 条関係）

- 町教育委員会は学校から法第 23 条第 2 項の規定によるいじめ（いじめの疑いがあるものを含む）報告を受けたときは、必要に応じて支援を行い、学校が適切な措置を講ずるよう指導・助言します。また必要と判断した場合は、自ら調査を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と町教育委員会の間で情報を共有して対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度の活用や所轄警察署との相談等、警察と連携して取り組みます。
- 学校単独では効果的な対応に限界があると判断された場合は、町教育委員会は、学校からの要請を受けて、指導主事や心理教育相談員、SSW 等を派遣して、いじめの解消に向けてさらなる対策を支援します。
- いじめを行った児童・生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第

49 条において準用する場合を含む)の規定に基づき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、出席停止となった児童・生徒の教育を受ける権利を保障するための支援を行うよう努めます。

(7) 学校評価における留意事項 (法第 34 条関係)

- 学校におけるいじめ防止基本方針に基づく取り組み (いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、行内研修の実施等)の実施状況を学校評価に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

3 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 (法第 13 条)

- 「いじめ防止対策推進法」は、第 13 条において、全ての学校に対し、国、県及び町のいじめ防止基本方針を参酌して、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針 (以下「学校いじめ防止基本方針」という。)を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応になります。
 - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑制につながります。
 - ・いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- 学校いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、検討する段階から保護者・地域の人々が参画し、地域ぐるみのものになるようにすること、児童・生徒の意見を取り入れるなど、児童・生徒がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。また改定した基本方針については、学校だより等で公開するとともに、児童・生徒やその保護者、地域の方々に説明するなどし、保護者や地域の方々との共通認識を持ち、連携していじめ防止等の取り組みに当たります。
- 各学校は、策定した「学校いじめ防止基本方針」に則り、学校の実情に応じて次のような取り組みを進めることとします。

(2) いじめの未然防止対策 (法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係)

- 学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取り組みを

進めます。

- 日ごろの授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- 児童会・生徒会の活動等を通して、児童・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動する機会を設けるよう努めます。
- 教職員は、日頃の授業や特別活動の中で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気醸成するよう努めます。
- 教職員は指導に際して、自らの言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。
また、教職員間の良好な人間関係を構築し、いじめが起きにくい学校づくりに努めます。
- 教職員は児童・生徒に対し、いじめの傍観者にならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業等との連携等による携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行いインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。また、学級活動や技術、情報等の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- 学校関係者や地域の人々、NPO 団体等との連携を通して、道徳をはじめとする学校での教育活動の様々な場面において「いのちの大切さ」を学ぶ授業の展開を図ります。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努めます。
- 教職員は、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は、迅速かつ確実に対応します。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取り組みを進めます。

(4) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- 児童・生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努めます。
- 家庭のささいな変化を見逃さないようにするため、パンフレット等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(5) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し、解決するために、学校運営協議会の導入等、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりを進め、子どもが心豊かに育つ学校づくりに努めます。
- 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の関係団体、学校、施設や事業所、NPO 等地域の人々とふれあう機会を充実するよう努めます。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図ります。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業やNPO等との連携による携帯電話教室や講演会の開催等必要な情報提供・啓発活動を行います。

(7) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

(8) いじめの解決に向けた措置（法第 23 条・25 条関係）

- 当該学校の児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を町教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と町教育委員会の間で情報を共有して対処します。
- いじめがあったことが確認された、あるいは疑いがある場合、または、いじめ

が解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。

- 事実の有無の確認を行う際には、関係児童・生徒、教職員や保護者をはじめ、多方面からの丁寧な情報収集を、適切な方法により速やかに行い、正確な事実の把握に努めます。また、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いは十分に注意を払います。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、より良い学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童・生徒またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとします。これを行うにあたっては、保護者の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとします。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。
- 特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し学校警察連携制度の活用や警察署との相談など、警察と連携して取り組みます。
- 児童・生徒がインターネット上のいじめを受けているとの通報や相談を受けた際には、速やかに一連の掲載情報を確認し、その内容を印刷等により保存するとともに、関係機関等の協力を得ながら、インターネット上の情報の削除依頼等を行います。
- 校長は、当該学校に在籍する児童・生徒等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童・生徒に対して懲戒を加えるものとします。

IV 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめが重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）かどうかの判断は、以下の考え方により、原則として各学校が判断します。次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

▽いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・自殺を企図したり、自殺に至った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

▽いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、重大事態として対応する。）

児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態の疑いがあると捉え、適切かつ真摯に対応します。

2 二宮町教育委員会又は学校による対処

(1) 事実関係を明確にするための調査

- 学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態に陥った場合、学校は、教育委員会を通じて町長に、重大事態の発生について報告するとともに、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。
- 学校が単独で事実関係を明確にするための調査を実施することが困難な場合、町教育委員会は、学校の要請により、必要な支援を行います。
- また、学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと町教育委員会が判断した場合、町及び町教育委員会において（場合によっては県教育委員会と連携して）調査を実施します。

(2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

- 学校又は町教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- 当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着

いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

(3) 調査結果の報告

○いじめに係る重大事態について、学校が実施した調査結果は、町教育委員会を通じて、町教育委員会が実施した調査は、直接、町長に報告します。

(4) 調査結果の公表

○学校又は教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとします。公表する場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行います。

V いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

- 学校現場において、いじめの防止等の取り組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するためには、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行う必要があります。
- 重大事態の調査のための組織について学校がその調査を行う場合、その組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じた適切な専門家を加えることも考えられます。
- 当該組織を構成する複数の教職員については、学校の管理職、総括教諭、学級担任、児童・生徒指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等から選出され、組織的対応の中核として機能するような体制を組むことが重要です。
- 各学校の判断により、日頃からいじめの問題等、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用し、校長等の管理職の下で、いじめの防止等の対策に取り組む組織として機能させることも可能です。
- この組織は、当該学校における学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、基本方針に基づく取り組みの年間計画の作成や実施、実施状況のチェック、児童・生徒や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動等に係る情報を収集、記録、共有する役割、いじめの疑いのある情報があった際の緊急会議の開催、関係する児童・生徒への事実関係の聴取等、いじめに関連する情報の迅速な収集、いじめられた児童・生徒の保護や支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導や支援、双方の保護者との連携、他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取り組みの中核的な役割を担います。

2 二宮町いじめ問題対策連絡協議会

- 二宮町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- この協議会は、学校、警察、児童相談所、人権擁護委員、心理や福祉の専門家、主任児童委員、PTA 代表、町教育委員会、町関係部局等で構成し、次に掲げる事項について、情報の共有、より良い取り組みに向けての協議等を行います。
 - ・町の基本方針に基づく各団体の取り組み状況
 - ・町の基本方針に基づく取り組みの検証や調査
 - ・重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査

3 いじめの重大事態発生時の対応

- 二宮町は重大事態発生時の報告を受けた場合は、直ちに二宮町総合教育会議を招集し、必要に応じて外部の専門家の助言を得ながら、再調査を実施するものとします。この調査には当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって充て、その公平性・中立性を確保します。

二宮町いじめ防止基本方針

発行 / 平成 28 年 3 月（平成 30 年 3 月改定）
二宮町
二宮町教育委員会
〒259-0196
神奈川県中郡二宮町二宮 961
TEL 0463-71-3311（代表）

平成 29 年度全国学力・学習状況調査の結果について

二宮町教育委員会

1 はじめに

平成 29 年 4 月に実施された「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」の二宮町立小・中学校の調査結果の概要をお知らせします。二宮町教育委員会では調査結果及び課題等を公表することにより、町民の皆様をはじめ児童生徒に関わる様々な立場の方に関心をもっていただき二宮町の学習状況の改善や児童生徒の学習意欲の向上につなげていきたいと考えております。

本調査の結果は町全体のものであり各学校や児童生徒個人の学力や学習状況を表すものではありません。また、本調査は児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面の結果です。

町民の皆様におかれましては、本調査の目的及び結果公表の趣旨をご理解いただくとともに、数値結果だけを重視するのではなく教育の過程も勘案いただき、本町の児童生徒の健全育成のために公表資料を有効にご活用くださいますようお願いいたします。

2 調査の概要

(1) 調査の目的

- ・義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る
- ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる
- ・以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する

(2) 調査の内容

- ・教科に関する調査（国語、算数/数学）
- ・生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査（児童生徒に対する調査、学校に対する調査）

(3) 実施期日

平成 29 年 4 月 18 日（火）

(4) 調査を実施した児童生徒数

小学校 6 年生 217 人（3 校合計）

中学校 3 年生 213 人（2 校合計）

3 調査の結果

(1) 教科に関する調査の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差

- ※ 平均正答数：児童生徒の正答数の平均。(正答数の平均/総問題数)
 平均正答率：児童生徒の平均正答数を百分率で表示。文部科学省は都道府県別の平均正答率を整数値で公表しているため、同様に二宮町の平均正答率も整数値で表示。
 中央値：集団のデータの大きさの順に並べたときに真ん中に位置する値。
 標準偏差：集団のデータの平均値からの離れ具合を表す数値。

[小学校]

	平均正答数	平均正答率	中央値	標準偏差
国語 A	10.9問/15問	73%	12.0	2.9
国語 B	5.1問/9問	57%	5.0	2.0
算数 A	11.2問/15問	74%	12.0	3.4
算数 B	4.7問/11問	43%	4.0	2.5

[中学校]

	平均正答数	平均正答率	中央値	標準偏差
国語 A	25.9問/32問	81%	28.0	5.5
国語 B	6.8問/9問	76%	7.0	2.1
数学 A	23.9問/36問	66%	25.0	8.7
数学 B	7.6問/15問	50%	8.0	3.4

(2) 各教科の概要

全国・神奈川県と比較して、課題が見られるもの、良好なものを記載しています。

[小学校：国語]

	課題が見られる設問	良好な設問
A	<ul style="list-style-type: none"> 手紙の構成を理解し、後付けを書く ことわざの意味を理解して、自分の表現に用いる 漢字を正しく書く 漢字を正しく読む 	<ul style="list-style-type: none"> 俳句の情景を捉える
B	<ul style="list-style-type: none"> 目的や意図に応じ、必要な内容を整理して書く 物語を読み、具体的な記述を基に理由を明確にして、自分の考えをまとめる 	<ul style="list-style-type: none"> 話の構成を工夫して話すことができるなどのスピーチメモのよさを捉える 目的や意図に応じて、文章全体の構成を考える

[小学校：算数]

	課題が見られる設問	良好な設問
A	<ul style="list-style-type: none"> 商を分数で表すことができる 高さが等しい平行四辺形と三角形について、底辺と面積の関係を理解している 資料から、二次元表の合計欄に入る数を求めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 任意単位による測定について理解している

B	<ul style="list-style-type: none"> ・料金の差を求めるために、示された資料から必要な数値を選び、その求め方と答えを記述できる ・割合を比較するという目的に適したグラフを選ぶことができる ・示された割合を解釈して、基準量と比較量の関係を表している図を判断できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・飛び離れた数値を除いた場合の平均を求める式を判断することができる
---	---	---

〔中学校：国語〕

	課題が見られる設問	良好な設問
A	<ul style="list-style-type: none"> ・事象や行為などを表す多様な語句について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・場面の展開や登場人物の描写に注意して読み、内容を理解する ・楷書と行書との違いを理解する
B	<ul style="list-style-type: none"> ・場面の展開や登場人物などの描写に注意して読み、内容を理解する ・表現の仕方について捉え、自分の考えを書く 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に応じて資料を効果的に活用して話す ・集めた材料を整理して文章を構成する

〔中学校：数学〕

	課題が見られる設問	良好な設問
A	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な場面で、一元一次方程式をつくることのできる ・扇形の弧の長さを求めることのできる ・関数の意味を理解している 	<ul style="list-style-type: none"> ・命題の仮定と結論を区別し、与えられた命題の仮定を読み取ることができる ・一次関数のグラフの傾きと切片の値を基に、xとyの関係を$y=ax+b$の式で表すことのできる
B	<ul style="list-style-type: none"> ・事象と式の対応を的確に捉え、事柄が成り立つ理由を説明することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・筋道を立てて考え、証明することができる

(3) 児童生徒質問紙調査

『1. している・当てはまる・そう思う 2. どちらかといえばしている・当てはまる・そう思う 3. あまりしていない・当てはまらない・そう思わない 4. 全くしていない・当てはまらない・そう思わない』という選択肢のうち、「1. している・当てはまる・そう思う」と回答しているものが全国平均と5%±の差があるものを太字で表示しています。小・中いずれも差が5%未満のもの、「している・当てはまる・そう思う」という回答では答えられない質問については記載していません。質問内容は簡略に記載しています。

質問番号		質問内容	小学校(%)			中学校(%)		
小	中		二宮町	神奈川県	全国	二宮町	神奈川県	全国
1	1	朝食を毎日食べている	88.0	87.0	87.0	76.9	80.2	82.7
5	5	難しいことでも失敗を恐れずに挑戦する	31.8	25.9	26.7	15.2	19.2	19.9
7	7	友達の前で考えや意見を発表することが得意	27.6	23.9	21.6	21.7	18.7	17.6
10	10	将来の夢や目標を持っている	68.2	68.0	70.0	39.6	43.3	45.3
11	11	授業で学んだことを他の学習や生活に生かす	45.2	39.4	38.2	22.2	21.3	22.5
24	26	家の人と学校での出来事を話す	61.3	50.4	50.6	43.9	41.3	44.0
27	29	家の人と将来のことについて話す	23.0	14.8	15.1	13.7	15.4	17.0
30	32	家で学校の宿題をする	83.9	85.7	88.0	62.7	57.0	67.7
31	33	家で授業の予習をしている	21.2	15.6	16.3	16.5	14.4	11.3
33	35	学校に行くのは楽しい	57.6	55.5	55.4	57.1	46.0	47.3
34	36	学校で友達に会うのは楽しい	85.7	83.2	83.5	81.6	73.6	75.5
35	37	好きな授業がある	84.3	79.4	78.4	54.7	54.7	53.5
37	39	学級で何かをやり遂げ嬉しかった	65.0	60.4	60.8	75.0	58.6	61.0
38	40	先生はよいところを認めてくれている	51.2	43.0	47.3	42.9	30.8	34.5
42	44	地域や社会をよくするために考える	20.7	15.4	14.8	9.4	9.3	9.8
43	45	ボランティア活動に参加したことがある	30.9	30.4	35.4	63.7	46.5	49.7
44	46	地域の大人に教わったり一緒に遊んだりする	23.5	16.7	17.9	8.0	7.9	8.2
46	48	ニュースを見る	57.6	56.8	54.5	61.3	51.5	51.8
47	49	外国の人と友達になったり知ったりしたい	50.2	42.4	40.6	40.6	40.0	36.6
48	50	留学したり、国際的な仕事に就いたりしたい	24.4	19.1	16.0	18.9	20.5	16.1
49	51	学校の規則を守る	47.5	42.7	46.4	70.3	57.6	63.0
52	54	いじめはどんな理由があってもいけない	77.4	77.9	81.2	63.2	65.9	73.3
53	55	人の役に立つ人間になりたい	75.1	66.7	68.0	61.3	61.5	66.1
54	56	「総合」で課題決定・情報収集/整理・発表している	32.7	26.8	27.1	50.9	19.4	21.3
57	59	授業で児童・生徒の間でよく話し合う	47.5	44.6	46.9	49.1	33.3	38.9
58	60	授業で課題決定・情報収集/整理・発表している	31.8	28.6	29.5	33.5	21.0	23.7
62	64	授業の最後に振り返りを行った	41.0	36.4	40.3	15.6	20.4	25.3
63	65	ノートに目標やまとめを書いていた	61.3	61.6	68.9	44.3	35.0	47.6
64	66	道徳で考えを深めたり話し合ったりした	42.9	33.0	37.2	30.2	25.0	33.2
66	68	400字2~3枚の感想文や説明文を書くのは難しい	30.4	30.4	32.9	20.3	34.1	35.6
67	69	考えを説明したり文章に書いたりするのは難しい	19.8	22.0	23.4	24.5	28.8	30.4
71	73	国語の授業がよく分かる	37.8	42.0	38.9	36.8	29.3	26.8
74	76	目的に応じて資料を読み、自分の考えを表す	25.3	27.4	26.1	26.4	19.3	19.4
75	77	意見を発表するとき話の組み立てを工夫する	26.7	22.0	21.2	17.9	15.8	15.3
76	78	国語で自分の考えを理由に気を付けて書く	41.0	34.1	33.1	25.0	22.4	22.7
80	82	算数/数学の授業がよく分かる	43.8	48.5	47.6	39.6	34.7	31.5
83	85	算数/数学を生活の中で活用できないか考える	43.8	38.4	35.6	17.0	17.3	16.5
85	87	もっと簡単に解く方法を考える	52.5	49.7	49.2	43.4	37.2	37.3

4 結果について

(1) 教科に関する調査より

どの教科、領域も全国や神奈川県の結果と比較して著しい差異は見られません。選択式、短答式、記述式など回答方式による平均正答率も全国のそれとおおむね同じ傾向です。正当数の中央値は小学校国語では国、県と同じで、算数では若干下回りました。中学校では国、県と同じまたは若干上回り、多くの児童生徒が国や県の平均的な児童生徒と同様に学習内容を理解しています。

基礎的な計算や漢字の読み書きなどが全国や神奈川県と比較して課題が見られます。繰り返して学習をしたり、家庭学習と運動したりするなどして定着を図ることが望まれます。文部科学省、神奈川県教育委員会が「指導改善のポイント」を公表しています。校内で研修会を設けるなどして授業改善への不断の努力が求められます。

(2) 質問紙調査より～授業について～

小学校、中学校ともに肯定的な回答が多かった設問は次の通りです。

- ・学校に行くのは楽しい
- ・学校で友達に会うのは楽しい
- ・学級で何かをやり遂げ嬉しかった
- ・先生はよいところを認めてくれている
- ・学校の規則を守る
- ・総合的な学習の時間や授業で、課題決定・情報収集/整理・発表している
- ・授業で児童・生徒の間でよく話し合う
- ・400字詰めの作文用紙2～3枚の感想文や説明文を書くのは難しい(1の回答が少ない)
- ・考えを説明したり文章に書いたりするのは難しい(1の回答が少ない)
- ・国語で自分の考えを理由に気を付けて書く
- ・算数/数学を生活の中で活用できないか考える
- ・もっと簡単に解く方法を考える

昨年同様、「総合的な学習の時間」に対する肯定的な回答も多く、主体的な課題決定、話し合い、作文、発表といった言語活動を通じて意欲的に学習に取り組んでいる姿がうかがえます。

次の設問では課題が見られました。

- ・授業の最後に振り返りを行った
- ・ノートに目標やまとめを書いていた
- ・いじめはどんな理由があってもいけない

授業の最後の振り返りについては、昨年度、一昨年度の質問紙調査でも同様の傾向が見られます。「ノートに何を書くか」ということはその授業時間において、課題にどのように取り組んだのかという記録であり、時間がたった後に学び直すための道しるべです。一単位時間の中で、学習内容の理解・定着・活用、言語活動の充実、ノート指導と求められるものは多いですが、授業スタイルや学習規律を整えるなどの工夫を通じて教員の授業力の向上が求められます。

「いじめはどんな理由があってもいけない」は、昨年度は中学校では大変高かったのですが、今年度は児童生徒ともに全国を大きく下回っています。反面「学校の規則を守る」と回答している児童生徒が大変多いことから、一概に規範意識が薄いとも言えないようです。いじめは絶対許されな
いこと、人の心を大きく傷つけることを繰り返し伝えていく必要があるでしょう。

「学校に行くのが楽しい」との回答が小中学校ともに55%を超えました。「学校で友達に会うのは楽しい」「先生はよいところを認めてくれる」「学級で何かをやり遂げ嬉しかった」などの肯定的な回答が多いことも合わせ、学校生活を楽しんでいる様子がかがえ、今後とも継続が望まれます。

(3) 質問紙調査より～生活習慣、地域や社会に対する興味・関心等～

肯定的な回答が多かった設問は次の通りです。

- ・家で授業の予習をしている
- ・ニュースを見る
- ・外国の人と友達になったり、外国のことを知ったりしたい
- ・将来、留学したり、国際的な仕事に就いたりしたい

課題が見られる回答は次の通りです。

- ・朝食を毎日食べている(中)
- ・将来の夢や目標を持っている
- ・家で学校の宿題をする

外国の人や外国への興味・関心が高く、留学や国際的な仕事に対して意欲的な回答が多いことは大変喜ばしいことです。二宮町では独自にALT (Assistant Language Teacher : 英語を母語とするネイティブスピーカー、担任と一緒に授業を行います) を全小中学校に配置しています。小学校からALTに慣れ親しむことが外国の文化や人々への関心の高さに少なからず貢献しているのではと考えられます。

「家で学校の宿題をする」と回答した児童生徒は少ない傾向ですが「家で予習をしている」と回答した児童生徒は多い傾向があります。平日に2時間以上学習している児童は26%、生徒は51%でした。テレビやDVDを見る時間が4時間を超える児童は20%、生徒で15%であり、教科の結果とのクロス集計からは、学習時間と教科の結果には正の相関が、テレビやDVDの視聴時間と教科の結果には負の相関が見えます。

中学生の朝食の喫食率は「どちらかといえば、している」という回答を合わせても89.6%となり、全国の93.2%、神奈川県91.8%と比較しても低い傾向にあります。生活習慣について問うている他の項目(就寝時刻、起床時刻)でも、若干ではありますが低い傾向があります。規則正しい生活習慣を身に付けられるよう各家庭、地域でもご尽力をお願いします。

児童生徒の携帯電話やスマートフォンの利用時間は、中学生では昨年度同様全国と大きく変わらず県よりは少なかったですが、小学生では長時間利用している児童が多い傾向があります。学習習慣と合わせて、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、テレビなどメディアとの上手な付き合い方を習得する必要があるでしょう。

質問番号	普段(月曜日から金曜日)の1日あたり	児童	生徒
12	4時間以上、テレビやビデオ、DVDを見る	20.3%	15.1%
13	4時間以上、テレビゲームをする	8.8%	12.3%
14	4時間以上、通話やメール、インターネットをする (ゲームを除く)	6.0%	10.4%
15	3時間以上、学校の授業以外に勉強している	11.1%	17.0%

ボランティア活動への参加については、児童と生徒で回答が大きく異なりました。発達段階も考慮しながら地域行事への参加などを通じて、地域の一員として育つことが望まれます。

5 今後に向けて

二宮町教育委員会では、本調査の結果の分析と考察を行い、その結果を各学校に示しました。各学校では、それぞれの分析を加えて課題を検討し学校経営に反映させています。

今後とも、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、これらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育む授業づくりに努め、より効果的なカリキュラム・マネジメントが行えるよう教育委員会は各学校を支援して参ります。合わせて、基本的な生活習慣や学習習慣の確立の大切さを家庭、地域の皆様と共に考えていきたいと思えます。

本町の児童生徒の健全育成のため今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度4月定例教育委員会議予定

- 1 日 時 平成30年4月27日(金) 9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項
- 4 報告・協議事項
 - (1) 平成30年度二宮町教育委員会事業計画について
 - (2) 県市町村教育委員連合会役員会報告について
 - (3) その他

※出席を要する主な行事

3月30日(金)		教職員等転退職者辞令交付式
4月2日(月)		教職員等辞令交付式
4月5日(水)	(午前)	小学校入学式
4月5日(水)	(午後)	中学校入学式
4月27日(金)	9時30分	4月定例教育委員会議(町民センター2Aクラブ室)
5月12日(土)		二宮西中学校体育祭
5月18日(金)	9時30分	5月定例教育委員会議(町民センター2Aクラブ室)
	13時30分	第1回総合教育会議(第一会議室)
5月25日(金)		平成30年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会 (藤枝市)
5月26日(土)		二宮中学校汐鳴祭体育の部

(裏面に、平成30年度教育委員会議定例会等の日程を記載しております)

平成30年度 教育委員会議定例会等開催予定日

教育委員会議定例会		給食 試食	総合教育会議・学校訪問・その他	
月日・曜日	場所		月日・曜日	内容
4月27日 (金)	2Aクラブ室			
5月18日 (金)	2Aクラブ室	○	5月18日 (金)	総合教育会議
			5月25日 (金)	関東甲信越静 総会(藤枝市)
6月29日 (金)	2Aクラブ室	○	6月29日 (金)	学校訪問
7月27日 (金)	2Aクラブ室			
			8月17日 (金)	総合教育会議
8月24日 (金)	2Aクラブ室			
9月28日 (金)	2Aクラブ室	○	9月28日 (金)	学校訪問
10月26日 (金)	3Bクラブ室	○	10月26日 (金)	学校訪問
11月22日 (木)	2Aクラブ室	○	11月22日 (木)	学校訪問
12月27日 (木)	2Aクラブ室			
			1月18日 (金)	総合教育会議
1月25日 (金)	2Aクラブ室			
2月22日 (金)	2Aクラブ室	○	2月22日 (金)	学校訪問
3月28日 (木)	2Aクラブ室			